

東 総 地 域
循環型社会形成推進地域計画
第3次計画

銚 子 市
旭 市
匝 瑳 市

東総地区広域市町村圏事務組合

令和5年1月20日作成

目次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	広域処理の検討状況	2
(5)	プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	2
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	2
(2)	生活排水の処理の現状	3
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	3
(4)	生活排水処理の目標	5
3	施策の内容	7
(1)	発生抑制・再使用の促進	7
(2)	処理体制	10
(3)	処理施設等の整備	12
(4)	施設整備に関する計画支援事業	14
(5)	その他の施策	15
4	計画のフォローアップと事後評価	16
(1)	計画のフォローアップ	16
(2)	事後評価及び計画の見直し	16
	添付資料 1 対象地域図	17
	添付資料 2 目標設定に関するトレンドグラフ	18
	添付資料 3 地域内の施設の現況（位置図）	22
	添付資料 4 合併処理浄化槽設置整備区域図	23
	添付資料 5 現有の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ	26
	別添資料 6 国土強靱化地域計画	34
様式 1	循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1	37
様式 2	循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2	41

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名：銚子市、旭市、匝瑳市

面積：316.17km²

人口：155,422人（令和4年3月31日現在）

（内訳）

市町村名	銚子市	旭市	匝瑳市	計
面積（km ² ）	84.20	130.45	101.52	316.17
人口（人）	56,998	63,728	34,696	155,422

(2) 計画期間

本計画は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間を計画期間とし、計画目標年度を令和10年度とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合は計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

銚子市、旭市及び匝瑳市で構成する東総地区広域市町村圏事務組合（以下、「組合」という。）は、千葉県東端、北東部の太平洋に面した海岸沿いに位置し、総面積は316.17km²で、千葉県全面積の6.1%を占めている。温暖な気候風土を持つ自然環境に恵まれた地域であり、年間の観光客数はおよそ530万人である。

組合構成市（以下、「構成市」という。）では、令和2年度までは、それぞれの市で管理するごみ焼却施設で一般廃棄物（ごみ）を処理していたが、施設の老朽化に伴い、平成30年度から組合において、一般廃棄物（ごみ）の共同処理に向け、東総地区クリーンセンター（高効率ごみ発電施設及びマテリアルリサイクル推進施設）を整備し、令和3年度から稼働している。

東総地区クリーンセンターでの処理にあたり、地元住人の要望に応えるための搬入車両台数の低減、遠方となる地域の住民サービス低下の抑止及び運搬効率を考慮し、中継施設の整備について事業を推進している。

生活系及び事業系ごみに関しては、平成29年度に対する令和3年度の前年度比較で、生活系ごみの前年度は1.8%の増加、事業系ごみの前年度は16.6%の増加となっており、排出量の前年度としては6.3%の増加、集団回収を加えた総排出量前年度としては6.5%の増加であったことから、発生抑制及び資源化の推進を図るため、広報、指導の徹底を行う。

一方、公共用水域をみると、組合構成区域は広く太平洋に面しており、これらの海域は、豊富な漁場を有するとともに、関東圏有数の観光地域でもある。

これらの公共用水域の保全を図るため、構成市において銚子市及び旭市の下水道計画区域外の地域及び匝瑳市の全域については、合併処理浄化槽の普及促進に努める。

(4) 広域処理の検討状況

組合では、銚子市、旭市、匝瑳市の3市を処理区域として構成市の既存ごみ焼却施設を1施設に統合して整備する計画を進め、令和3年度から稼働している。更なる広域化については、現在検討されていない。

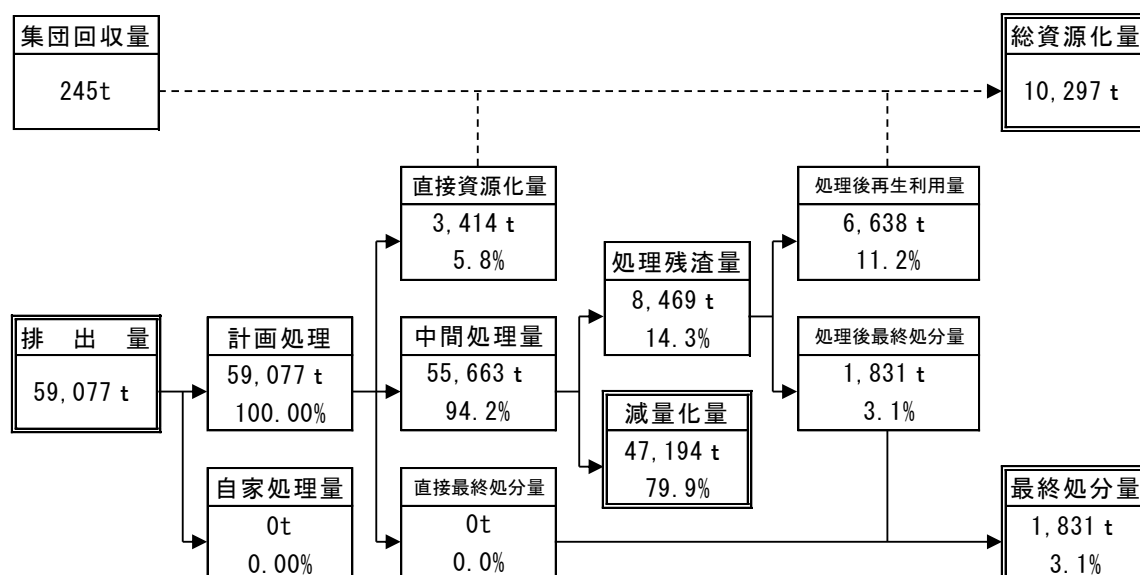
(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

構成市では、プラスチック製廃棄物は普通ごみとして収集し、焼却してサーマルリサイクルしている。ただし、食品トレイ等のリサイクル可能であるものは、できるだけ店頭回収を利用するよう、継続して住民に呼び掛けを行っていく。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

構成区域の令和3年度の一般廃棄物の排出・処理状況は、図1のとおりである。



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

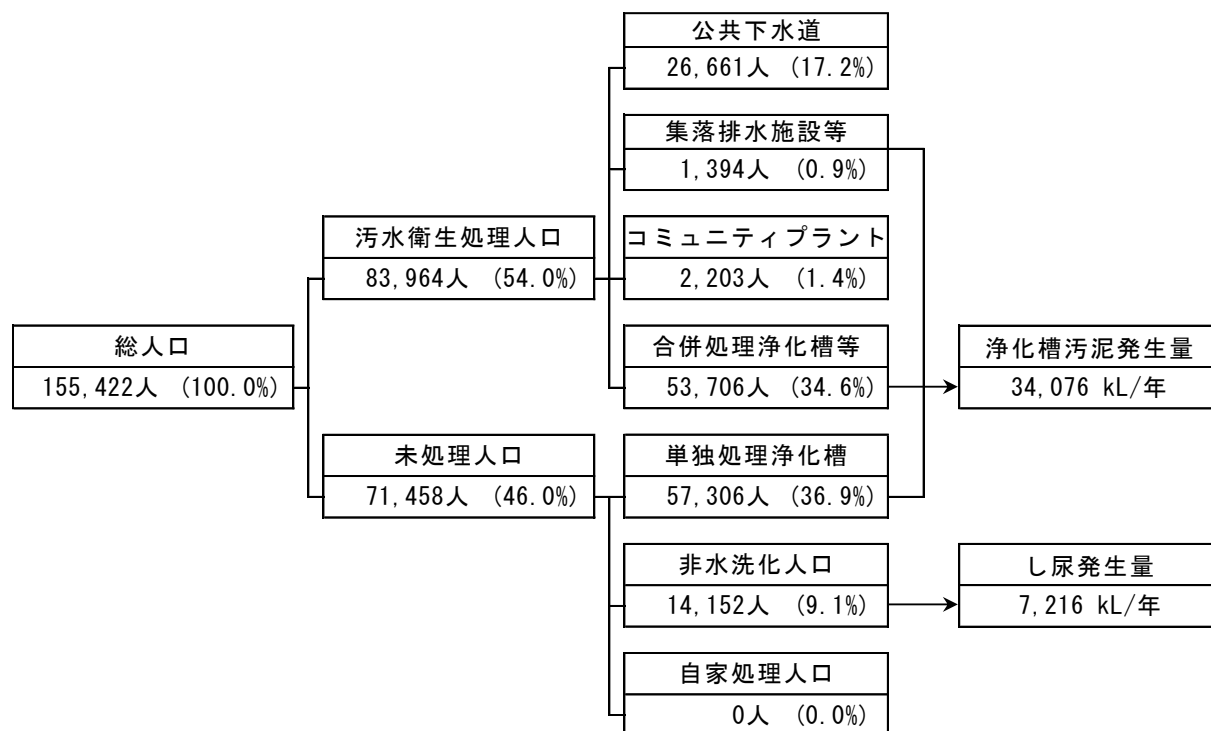
図1 一般廃棄物の処理状況フロー（令和3年度）

(2) 生活排水の処理の現状

令和3年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥の排出量は図2のとおりである。

総人口は155,422人のうち、汚水衛生処理人口は、83,964人、汚水衛生処理率は54.0%である。

し尿発生量は、7,216kL/年、浄化槽汚泥発生量は34,076kL/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は41,292kL/年である。



※汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図2 生活排水の処理状況フロー（令和3年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化・再生利用に関する現状と目標

指 標		現状（割合 ^{※1} ） （令和3年度）	目標（割合 ^{※1} ） （令和10年度）
排 出 量	事業系 総排出量	20,806 トン	17,571 トン （ -15.5% ）
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	2.5 トン/事業所	2.1 トン/事業所 （ -16.0% ）
	生活系 総排出量	38,271 トン	33,622 トン （ -12.1% ）
	1人当たりの排出量 ^{※3}	213.9 kg/人	198.6 kg/人 （ -7.2% ）
合計	事業系生活系排出量合計	59,077 トン	51,193 トン （ -13.3% ）
再 生 利 用 量	直接資源化量	3,414 トン （ 5.8% ）	3,010 トン （ 5.9% ）
	総資源化量	10,297 トン （ 17.4% ）	8,971 トン （ 17.5% ）
エ ネ ル ギ ー 回 収 量	エネルギー回収量 （年間の発電電力量及び熱利用量）	28,559,859kWh	25,683,529kWh
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	1,831 トン （ 3.1% ）	1,559 トン （ 3.0% ）

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量に対する割合、総資源化量は排出量＋集団回収量に対する割合

※2 （1事業所当たりの排出量）＝{(事業系ごみの総排出量)－(事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く）[単位：トン]

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位：MWh]

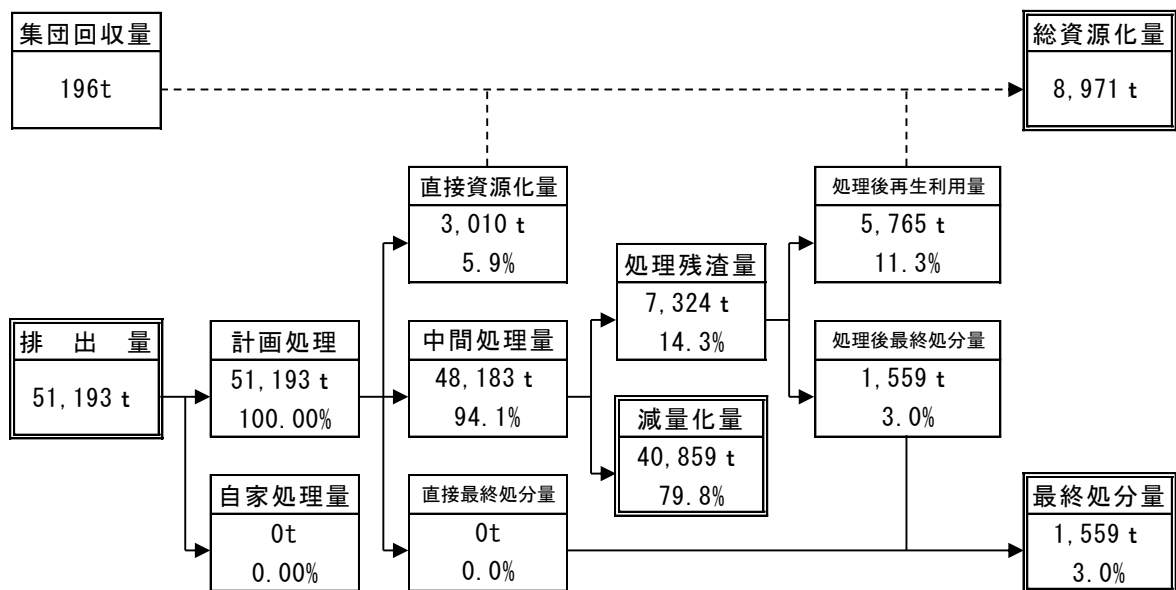
及び熱利用量[単位：GJ]

最終処分量：埋立処分された量[単位：トン]

表1 補足 市ごとの減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状（割合） （令和3年度）	目標（割合） （令和10年度）
銚子市	事業系 総排出量	8,855 トン	7,197 トン (-18.7%)
	1事業所当たりの排出量	2.4 トン/事業所	2.0 トン/事業所 (-16.7%)
	生活系 総排出量	16,335 トン	13,157 トン (-19.5%)
	1人当たりの排出量	247.0 kg/人	217.1 kg/人 (-12.1%)
	合計 事業系生活系排出量合計	25,190 トン	20,354 トン (-19.2%)
	直接資源化量	1,425 トン (5.7%)	1,148 トン (5.6%)
	総資源化量	4,263 トン (16.9%)	3,440 トン (16.9%)
旭市	事業系 総排出量	9,213 トン	7,834 トン (-15.0%)
	1事業所当たりの排出量	2.9 トン/事業所	2.5 トン/事業所 (-13.8%)
	生活系 総排出量	14,616 トン	13,993 トン (-4.3%)
	1人当たりの排出量	197.9 kg/人	195.8 kg/人 (-1.1%)
	合計 事業系生活系排出量合計	23,829 トン	21,827 トン (-8.4%)
	直接資源化量	1,455 トン (6.1%)	1,389 トン (6.4%)
	総資源化量	4,235 トン (17.7%)	3,970 トン (18.1%)
匝瑳市	事業系 総排出量	2,738 トン	2,540 トン (-7.2%)
	1事業所当たりの排出量	1.7 トン/事業所	1.6 トン/事業所 (-5.9%)
	生活系 総排出量	7,320 トン	6,472 トン (-11.6%)
	1人当たりの排出量	191.4 kg/人	181.1 kg/人 (-5.4%)
	合計 事業系生活系排出量合計	10,058 トン	9,012 トン (-10.4%)
	直接資源化量	534 トン (5.3%)	473 トン (5.2%)
	総資源化量	1,799 トン (17.6%)	1,561 トン (17.3%)
埋立最終処分量		781 トン (3.1%)	617 トン (3.0%)
埋立最終処分量		734 トン (3.1%)	662 トン (3.0%)
埋立最終処分量		316 トン (3.1%)	280 トン (3.1%)

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和10年度）

(4) 生活排水処理の目標

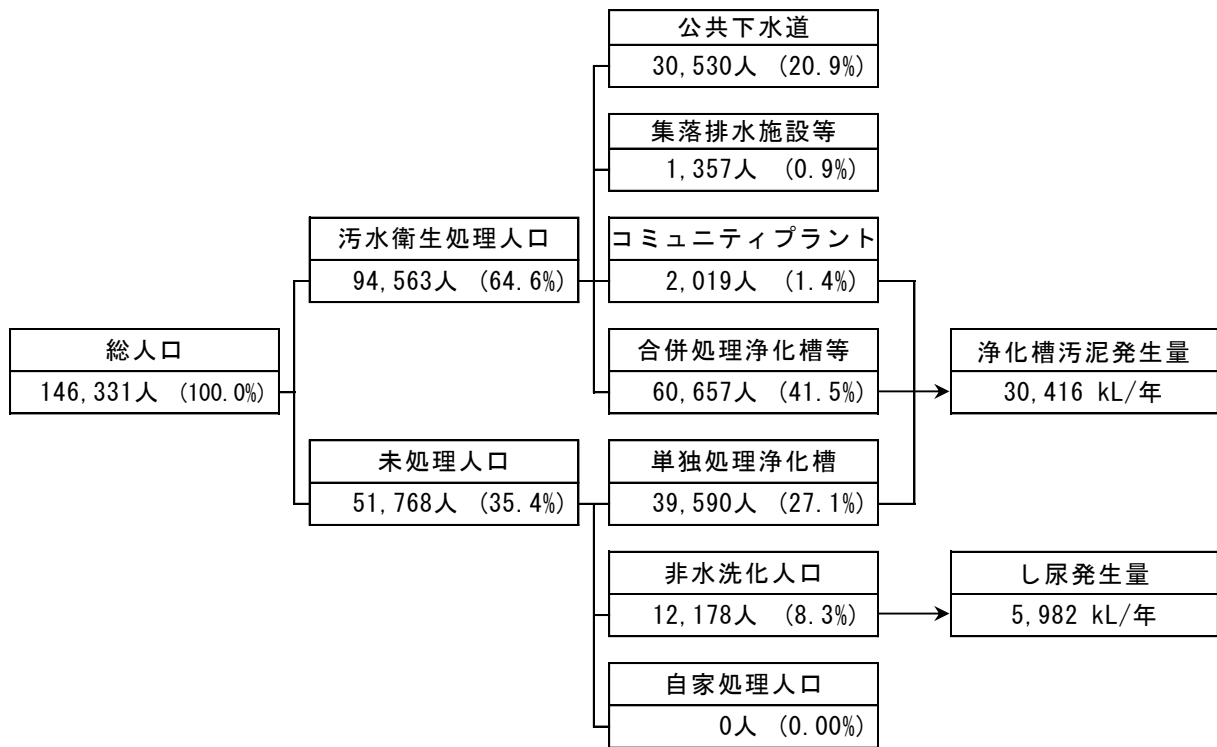
生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の普及促進に図るものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

指標\年度		現状	目標
		令和3年度	令和10年度
処理形態別人口	公共下水道	26,661人 (17.2%)	30,530人 (20.9%)
	集落排水施設等	1,394人 (0.9%)	1,357人 (0.9%)
	コミュニティプラント	2,203人 (1.4%)	2,019人 (1.4%)
	合併処理浄化槽等	53,706人 (34.6%)	60,657人 (41.5%)
	未処理人口	71,458人 (46.0%)	51,768人 (35.4%)
合計		155,422人	146,331人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	7,216キリットル	5,982キリットル
	浄化槽汚泥量	34,076キリットル	30,416キリットル
	合計	41,292キリットル	36,398キリットル

表2補足 市ごとの生活排水処理に関する現状と目標

構成市	指標\年度		現状	目標
			令和3年度	令和10年度
銚子市	処理形態別人口	公共下水道	21,930人 (38.5%)	25,075人 (48.0%)
		集落排水施設等	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
		コミュニティプラント	2,203人 (3.9%)	2,019人 (3.9%)
		合併処理浄化槽等	4,938人 (8.7%)	6,268人 (12.0%)
		未処理人口	27,927人 (49.0%)	18,872人 (36.1%)
	合計		56,998人	52,234人
	し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	3,299キリットル	2,240キリットル
		浄化槽汚泥量	11,183キリットル	8,703キリットル
		合計	14,482キリットル	10,943キリットル
旭市	処理形態別人口	公共下水道	4,731人 (7.4%)	5,455人 (8.8%)
		集落排水施設等	1,394人 (2.2%)	1,357人 (2.2%)
		コミュニティプラント	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
		合併処理浄化槽等	30,699人 (48.2%)	34,227人 (55.5%)
		未処理人口	26,904人 (42.2%)	20,632人 (33.5%)
	合計		63,728人	61,671人
	し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	2,219キリットル	2,149キリットル
		浄化槽汚泥量	14,656キリットル	13,979キリットル
		合計	16,875キリットル	16,128キリットル
匝瑳市	処理形態別人口	公共下水道	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
		集落排水施設等	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
		コミュニティプラント	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
		合併処理浄化槽等	18,069人 (52.1%)	20,162人 (62.2%)
		未処理人口	16,627人 (47.9%)	12,264人 (37.8%)
	合計		34,696人	32,426人
	し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	1,698キリットル	1,593キリットル
		浄化槽汚泥量	8,237キリットル	7,734キリットル
		合計	9,935キリットル	9,327キリットル



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー

3 施策の内容

(1) 発生抑制・再使用の促進

ア 有料化

構成市では、すでに家庭系一般廃棄物（生活系ごみ）及び事業系一般廃棄物（事業系ごみ）について有料化が実施されていたが、令和3年4月から東総地区クリーンセンターの稼働に合わせてごみ袋及び料金体系の統一化がされた。今後は、必要に応じて料金の見直しをする。

イ 家庭における排出抑制と再使用の推進

○ものは丁寧に使い、長持ちさせることを常に心がけ、ごみを発生させない。

修理して使うことが可能なものは、修理して再使用し、ごみとしない。

○食品ロスを削減する。

買った食品は、「食品ロス削減レシピ」等の活用により無駄なく使うことで家計費の削減になることを自覚する。

また、毎月15日と30日は冷蔵庫のクリーンアップデーとし、家庭の冷蔵庫内にある食材の消費期限チェックを呼び掛けるなど、食品ロス削減に向けた取り組みを行う。

○ライフスタイルの見直し。

マイバッグの持参でレジ袋の排出を減らす、マイボトルの持参でペットボトルの排出を減らす、マイ箸の持参で割り箸の排出をなくす等、ライフスタイルの見直しを実践する。

○生ごみの水切りを実施する。

生ごみの水を切ることで、ごみの発生量が少なくなることを自覚する。

○家庭用堆肥化装置を利用し、厨芥類はできるだけ堆肥にして利用する。

農家や園芸を行う家庭は、できる限り自宅の生ごみを堆肥化して利用する。

○過剰包装は断る。

過剰包装は意味がなく、ごみを増やすだけであることを自覚し、実践する。

○レンタルやシェアリングシステムを活用する。

利用頻度の少ないものは、レンタルやシェアリングシステムを活用し、共同利用する。

○用途を変えて使えるものは使う。

古いタオルの雑巾使用など、昔の知恵、現代の知恵を活かした使い方を実践する。

○使わないものはバザー等に出し、ごみにしない。

家庭で使わなくなったもの、使わないものは、バザーや不要品交換会に出す。特に、近年はSNSが普及していることから、積極的に活用し、使わないものを人に譲り、ごみとして排出しない。

○グループや知人同士の再使用の連携。

子供服など、不要になったものは、知人同士で再使用を行う。

○詰め替え製品を使用する。

使い捨てではなく、詰め替え用の洗剤などを使う。

○資源ごみは必ず分別する。

資源ごみを分別することで、資源化の促進だけではなく、ごみ処理費の削減効果が得られる。

- スーパー等の回収ボックスは最大限利用する。
いつも買い物に行くスーパー等の回収ボックスは最大限利用する。
- リサイクルショップ等の有効利用。
リサイクルショップやエコショップ等をできるだけ利用する。

ウ 事業者における排出抑制と再使用等の推進

- 過剰包装の抑制を図る。
「簡易包装は環境保全、過剰包装は環境破壊」を住民等にアピールする。
結果的に商品は安くなり、社会の利潤も増えることを自覚する。
- 資材や事務用品などは効率的な計画を立て、無駄を作らない。
家庭の食品と同様、無駄な資材は排除し、必要なものだけを購入する。
- ごみ処理には経費がかかることを認識し、ごみを出さない計画を作成する。
事業所でごみ処理にかかる経費を試算し、ごみを出さないことによる経費の削減を行う。
- 食品ロスを削減する。
外食産業では、提供する料理のサイズを複数設定する、持ち帰り容器を導入する等、食べ残しによる生ごみの排出を抑制する。
また、食品ロス削減の取組として、フードバンク団体等と連携し寄附できる環境づくりを検討する。
- リターナブル製品をできるだけ製造・使用する。
リターナブルな製品の研究と販売及び広告を行う。
- 事業所内で用途を変えて使えるものは使う。
事業所内で、他の部署に使えるものを把握し、再使用できるものは使う。
- 他の用途に使用できる製品の開発。
使用した後も他の用途に使えるものを開発、販売する。
- 使用済製品、部品、容器を回収し、再使用する。
使用済容器等を回収し、消毒して再使用できるようなものについては、再使用することを検討する。
- 資源となるものは、資源回収に出す。
資源ごみとして回収しているものは、必ず資源として出す。
- 廃食用油の再生利用（石鹼、BDF）を推進する。
廃食用油の再生利用について、教室を開いたり、広報で紹介する等、推進する。
- 余った資材は捨てずに、再生利用を図る。
余剰資材の有効利用により、会社の経費削減となることを自覚する。

エ 行政における排出抑制と再使用等の推進

- ごみ処理にかかる経費を試算し、住民周知を図ることで経費削減意識を高める。
ごみ処理には、多額の費用がかかっていることを伝え、発生・排出抑制を促す。
- 構成市間の整合を図り、有料化の再検討を行う。
有料化の方法、生活系と事業系の差別化に対し、根拠を持った再検討を行う。

○生ごみ処理機設置補助事業を推進する。

家庭や事業者に対し、上記の事項を広報等で効果的に周知を図る。

○展開検査の実施。

事業系ごみの産業廃棄物の混入、資源の分別を徹底するため、展開検査を実施し、必要に応じて指導を行う。

○多量排出事業者への減量化計画策定の呼びかけ。

多量排出事業者へは、ごみ排出抑制を促すため、減量化計画の策定を指導する。

○バザー、フリーマーケット等の支援。

組合構成区域で開催されるバザーやフリーマーケット等を支援する。

○公共施設のロビー等の活用。

公共施設で不要となった物の「譲ります・譲ってください」コーナーを設ける。

○ごみ処理に係る情報を発生するとともに、積極的に住民説明を行う。

排出抑制及び資源化推進の必要性並びに温室効果ガス発生等の情報を発信する。

○家庭や事業所に対し、上記の事項を広報等で効果的に周知を図る。

広報、ポスター、住民説明会等で説明し、住民・事業者の啓発を促す。

○効率的な分別種類の見直し。

資源化により効率的・効果的な分別種類を見直す。

○集団回収の効果的な実施を支援する。

集団回収の効果的な実施を支援し、推進する。

○家庭や事業者に対し、再生利用について広報等で効果的に伝える。

広報、ポスター、住民説明会等で説明し、住民・事業者の啓発を促す。

オ 環境教育

教育委員会、社会教育団体、小・中学校等と連携して幅広い世代に対応した効果的な環境学習を推進する。特に環境教育は学校教育の一環として位置付けられていることもあり、地球・生活・ごみの関係性等について、一人ひとりがすべきことを、次世代を担う子供たちが理解をする機会を拡充する。

○環境教育資材を充実させ、子供たちの意識を高める。

社会科教材等の環境教育教材を充実させ、子供たちの意識向上を図る。また、施設見学を積極的に受入れ、ごみへの意識の向上を図る。

カ 生活排水対策

良好な生活環境の確保と河川及び海浜の汚濁防止の観点から、家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、構成市では下水道の整備及び接続の促進を行い、下水道計画区域外の地域については合併処理浄化槽の普及促進を図る。

なお、啓発活動としては、下水道及び合併処理浄化槽を利用することによる環境保全や発生源における水質保全対策について、広く知識・情報の提供を行う。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別及び処理方法については、表3のとおりであり、現状の分別及び処理方法を継続して行っている。旭市、匝瑳市では、中間処理施設への効率的な運搬体制を構築するため、中継施設で大型車両に積替を行い、中間処理施設へ運搬を行う。また、廃止となった銚子市清掃センターの解体を行う。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみを排出している事業者に対して、事業系ごみの減量化・資源化について指導を行うとともに、構成市内の事業者に対しては、啓発チラシ等を用いて、分別の周知徹底を図る。

構成市は、引き続き事業者に対し、減量化・資源化について徹底するよう啓発活動を推進する。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

組合の現状では、原則として産業廃棄物は受け入れていない。

ただし、「併せ産廃」と認定できる物に関しては、事業者に対する資源化の徹底等を条件とし、受入について今後慎重に検討する。

エ 漂着ごみ、災害ごみの処理と今後

本区域は、太平洋に面しており、海岸漂着ごみが多い。また、銚子市では利根川水系の漂着ごみも多い。これらのごみに関しては、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸逆着物等の処理等の推進に関する法律」及び「千葉県海岸漂着物対策地域計画」に基づき、海岸管理者、河川管理者及び港湾管理者等と協議のうえ、支障のない範囲内での処理を検討する。

また、災害ごみについても新たな高効率ごみ発電施設に支障のない範囲での処理を検討する。

オ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き下水道の整備を推進し、下水道区域外では、合併処理浄化槽の整備を進めていく。

また、し尿、浄化槽汚泥については、現在、銚子市のし尿処理施設と東総衛生組合のし尿処理施設において処理し、発生した汚泥は、中間処理施設である東総地区クリーンセンターに搬入している。

表3 東総地域の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

		現状（令和3年度）							
大別	分別区分	銚子市		旭市		匝瑳市			
		処理方法	処理施設等	処理方法	処理施設等	処理方法	処理施設等	処理方法	処理施設等
普通ごみ	可燃ごみ	焼却	東総地区 クリーンセンター (高効率 ごみ発電施設)	焼却	東総地区 クリーンセンター (高効率 ごみ発電施設)	焼却	東総地区 クリーンセンター (高効率 ごみ発電施設)	旭中継 施設	匝瑳 中継 施設
	プラスチック製 容器包装								
	白色トレイ								
	ガラス類								
粗大ごみ	粗大ごみ	破碎 焼却		破碎 焼却		破碎 焼却			
資源物	ビン	リサイクル	東総地区 クリーンセンター (マテリアル リサイクル 推進施設)	リサイクル	東総地区 クリーンセンター (マテリアル リサイクル 推進施設)	リサイクル	東総地区 クリーンセンター (マテリアル リサイクル 推進施設)	旭中継 施設	匝瑳 中継 施設
	カン								
	ペット ボトル								
	紙製 容器包装								
	古紙								
	飲料用 パック								
	布類								
	衣類								
	金属								
	使用済み 小型家電								
有害ごみ	有害ごみ	焼却・ 外部委託	東総地区 クリーンセンター ・外部委託先等	焼却・ 外部委託	東総地区 クリーンセンター ・外部委託先等	焼却・ 外部委託	東総地区 クリーンセンター ・外部委託先等		



		今後（令和10年度）							
大別	分別区分	銚子市		旭市		匝瑳市			
		処理方法	処理施設等	処理方法	処理施設等	処理方法	処理施設等	処理方法	処理施設等
普通ごみ	可燃ごみ	焼却	東総地区 クリーンセンター (高効率 ごみ発電施設)	焼却	東総地区 クリーンセンター (高効率 ごみ発電施設)	焼却	東総地区 クリーンセンター (高効率 ごみ発電施設)	旭中継 施設	匝瑳 中継 施設
	プラスチック製 容器包装								
	白色トレイ								
	ガラス類								
粗大ごみ	粗大ごみ	破碎 焼却		破碎 焼却		破碎 焼却			
資源物	ビン	リサイクル	東総地区 クリーンセンター (マテリアル リサイクル 推進施設)	リサイクル	東総地区 クリーンセンター (マテリアル リサイクル 推進施設)	リサイクル	東総地区 クリーンセンター (マテリアル リサイクル 推進施設)	旭中継 施設	匝瑳 中継 施設
	カン								
	ペット ボトル								
	紙製 容器包装								
	古紙								
	飲料用 パック								
	布類								
	衣類								
	金属								
	使用済み 小型家電								
有害ごみ	有害ごみ	焼却・ 外部委託	東総地区 クリーンセンター ・外部委託先等	焼却・ 外部委託	東総地区 クリーンセンター ・外部委託先等	焼却・ 外部委託	東総地区 クリーンセンター ・外部委託先等		

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の統一後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置 予定地	事業期間 (全体事業期間)	国土 強靱化
1	旭中継施設 (旭市)	廃棄物運搬中継施設(旭中 継施設(旭市))	未定	旭市	R9~R9 (R9~R12)	—
2	匝瑳中継施設 (匝瑳市)	廃棄物運搬中継施設(匝瑳 中継施設(匝瑳市))	未定	匝瑳市	R5~R8	—
6	高効率ごみ発 電施設	東総地区広域市町村圏事務 組合高効率ごみ発電施設整 備事業	198t/日	銚子市	R5 (H30~R5)	—

(整備理由)

- 事業番号1 広域化処理施設の整備に合わせ、効率的なごみの収集・輸送を行うために整備する。
- 事業番号2 広域化処理施設の整備に合わせ、効率的なごみの収集・輸送を行うために整備する。
- 事業番号6 組合構成区域の老朽化した焼却施設を広域化により、新たな高効率発電施設として建設する。銚子市清掃センター解体事業と一体として高効率ごみ発電施設を整備。

イ 合併処理浄化槽の整備

①銚子市

銚子市の合併処理浄化槽の普及促進については表5-1のとおり行う。

表5-1 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	直近の整備済 基数(基) (令和3年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間	国土 強靱化
3	浄化槽設置整備事業	410	25	125	R5~R9	銚子市国土 強靱化地域 計画
	公共浄化槽等整備推進事業	0	0	0	—	
	その他地方単独事業	0	0	0	—	
	合計	410	25	125	—	

②旭市

旭市の合併処理浄化槽の普及促進については表5-2のとおり行う。

表5-2 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	直近の整備済 基数(基) (令和3年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間	国土 強靱化
4	浄化槽設置整備事業	4,166	200	1,010	R5~R9	旭市国土強 靱化地域計 画
	公共浄化槽等整備推進事業	0	0	0	—	
	その他地方単独事業	0	0	0	—	
	合計	4,166	200	1,010	—	

③匝瑳市

匝瑳市の合併処理浄化槽の普及促進については表5-3のとおり行う。

表5-3 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	直近の整備済 基数(基) (令和3年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間	国土 強靱化
5	浄化槽設置整備事業	3,926	325	780	R5~R9	匝瑳市国土 強靱化地域 計画
	公共浄化槽等整備推進事業	0	0	0	—	
	その他地方単独事業	0	0	0	—	
	合計	3,926	325	780	—	

(4) 施設整備に関する計画支援事業

ア 計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
7	廃焼却施設解体(旭市)(事業番号1)に係る発注仕様書等作成事業	発注仕様書作成等	R8
8	旭中継施設(事業番号1)地先地歴調査事業	地歴調査	R8
9	旭中継施設(事業番号1)整備に係る詳細設計事業	旭中継施設整備 詳細設計	R9
10	匝瑳中継施設(事業番号2)地先地歴調査事業	地歴調査	R5
11	匝瑳中継施設(事業番号2)整備に係る詳細設計事業	匝瑳中継施設整備 詳細設計	R5

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施する。

ア 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、家電リサイクル法に基づき適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して普及啓発を行う。

イ 不法投棄対策

構成市では、不法投棄は美観を損ねるだけでなく環境汚染の原因にもなることから、投棄物の早期撤去を図っている。

また、県と関係機関による合同パトロール、環境保全指導員等と市による監視活動を実施するとともに、多発箇所に不法投棄防止看板や不法投棄防止用監視カメラを設置するなど未然防止に努めており、今後も、こうした施策を推進していく。

◆ 不法投棄監視活動・清掃活動

市内多発箇所等における不法投棄の未然防止及び投棄物の早期処理を図るため、環境保全指導員等と構成市の協働で監視活動及び清掃活動を実施している。

ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害廃棄物処理計画について、構成市はそれぞれ「災害廃棄物処理計画」を策定している。

また、県内の市町村は、災害時の廃棄物処理に関する協定を締結している。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

構成市及び組合は、毎年度、計画の進捗状況を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

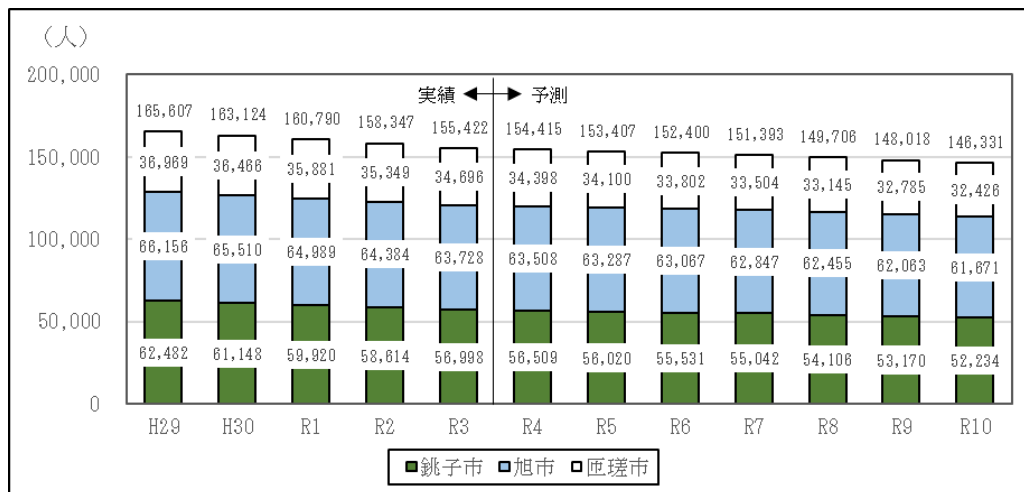
添付資料 1 対象地域図



添付資料2 目標設定に関するトレンドグラフ

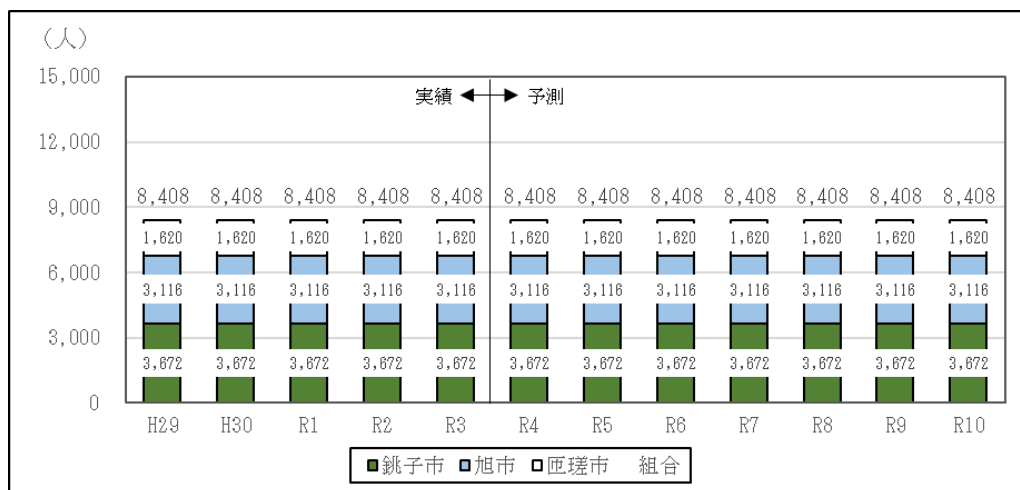
1 人口の予測

組合構成区域の人口の予測結果は、次のとおりである。



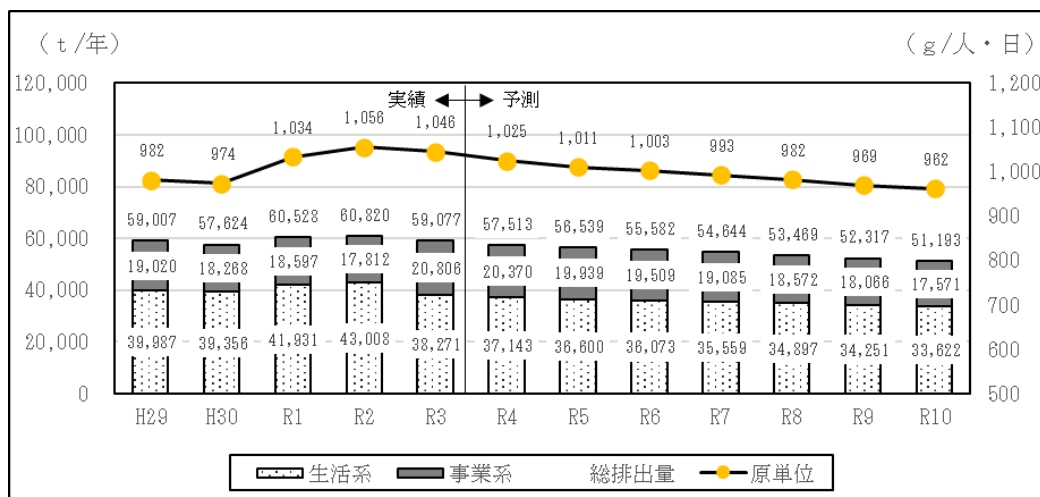
2 事業所の予測

組合構成区域の事業所の予測結果は、次のとおりである。



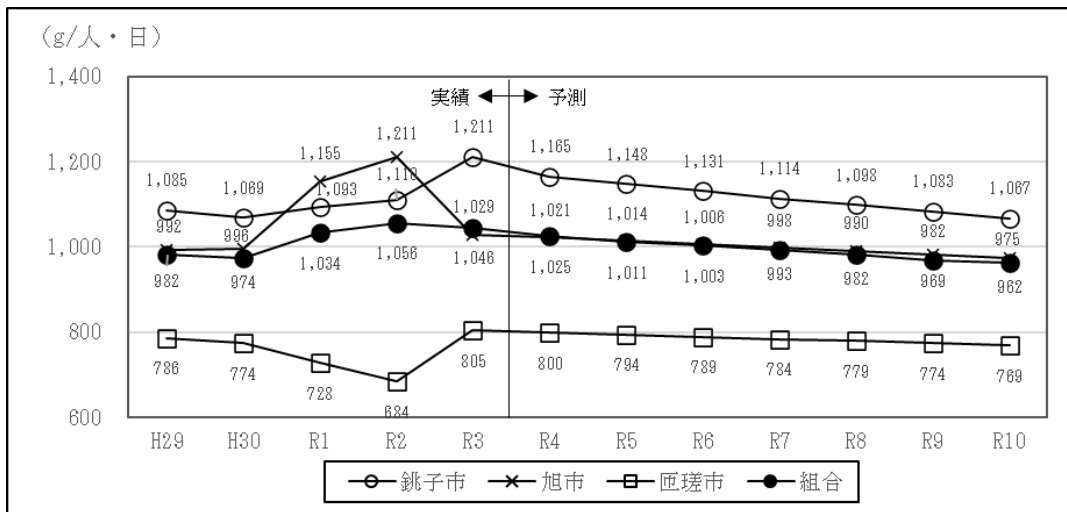
3 総排出量及び原単位の予測

総排出量及び総排出量原単位の予測結果は、次のとおりである。



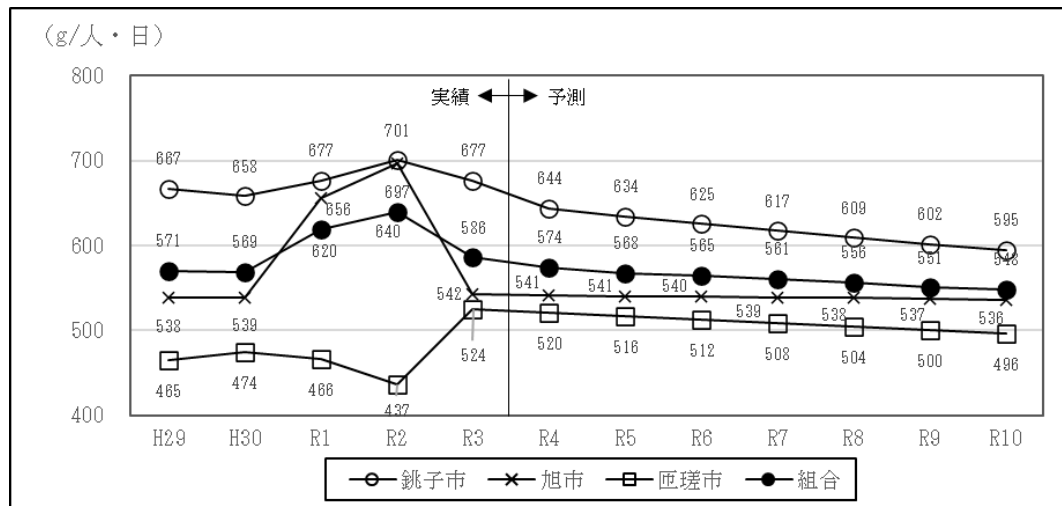
4 構成市別総合原単位の予測

構成市及び組合の目標達成時の原単位の予測結果は、次のとおりである。



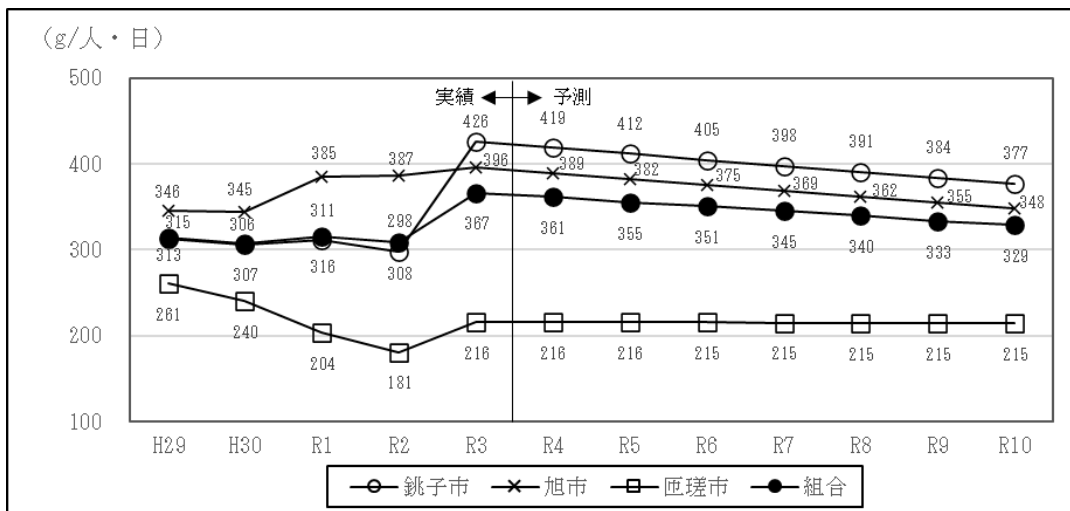
5 資源を除く生活系ごみ原単位の予測

資源を除く生活系ごみ原単位の予測結果は、次のとおりである。



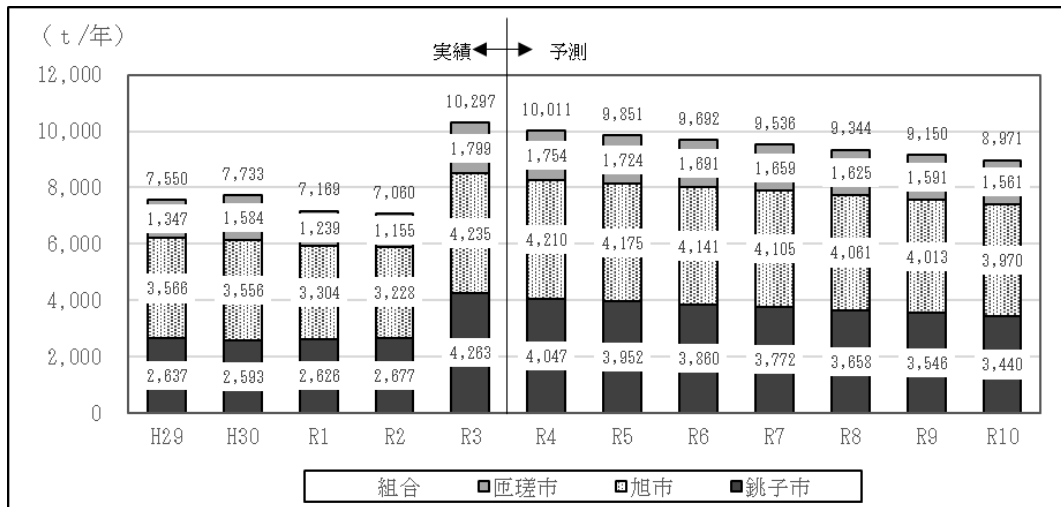
6 事業系ごみ原単位の予測

事業系ごみ原単位の予測結果は、次のとおりである。



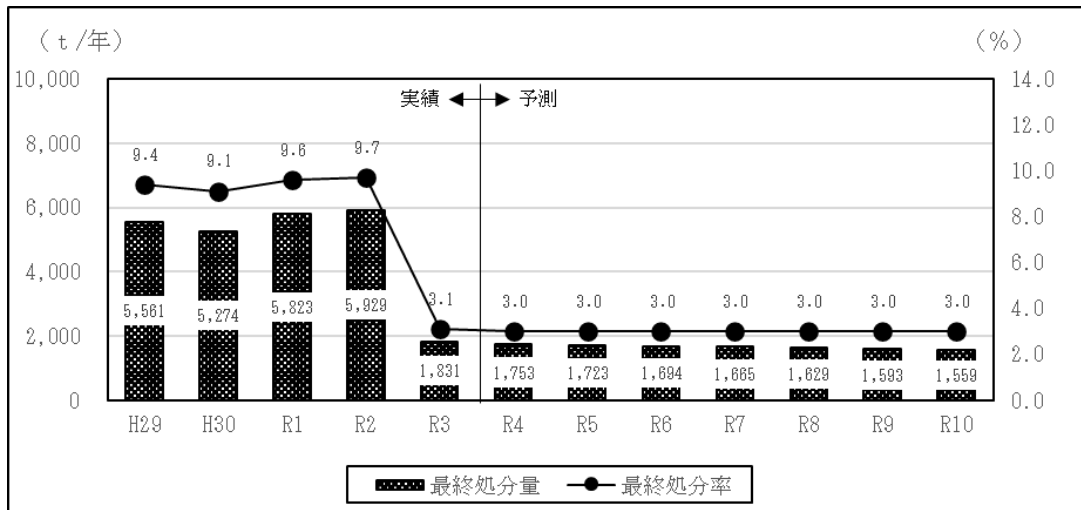
7 総資源化量の予測

総資源化量の予測結果は、次のとおりである。



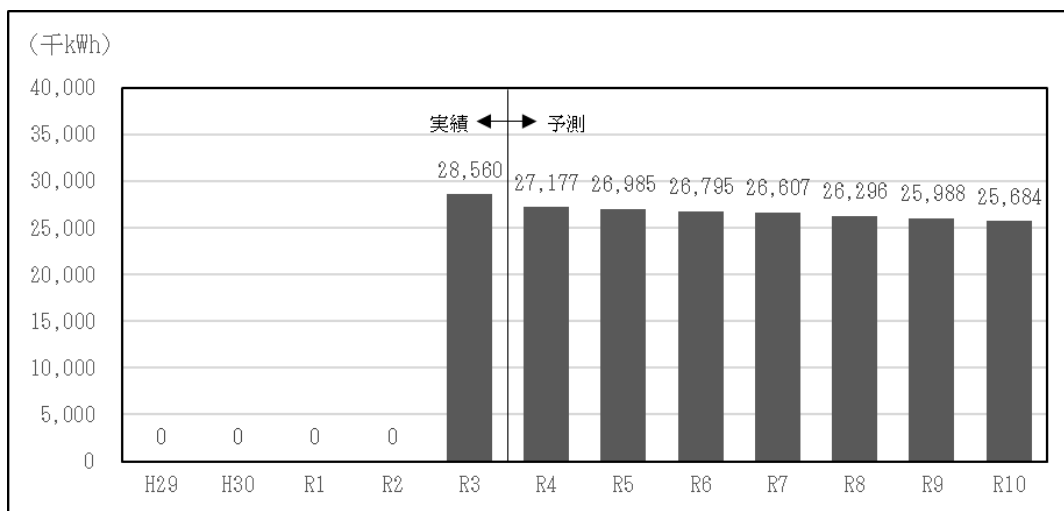
8 最終処分量及び最終処分率の予測

最終処分量及び最終処分率の予測結果は、次のとおりである。



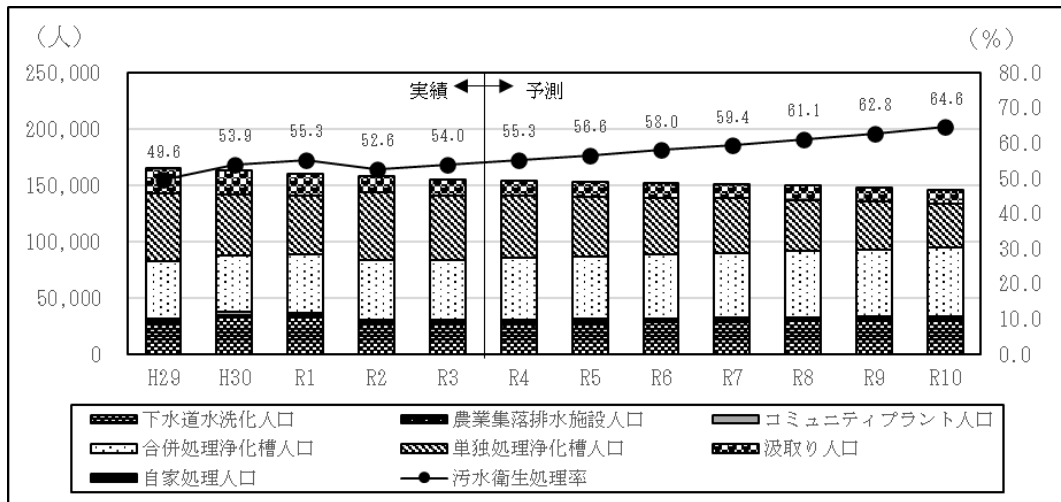
9 エネルギー回収量の予測

エネルギー回収量の予測結果は、次のとおりである。



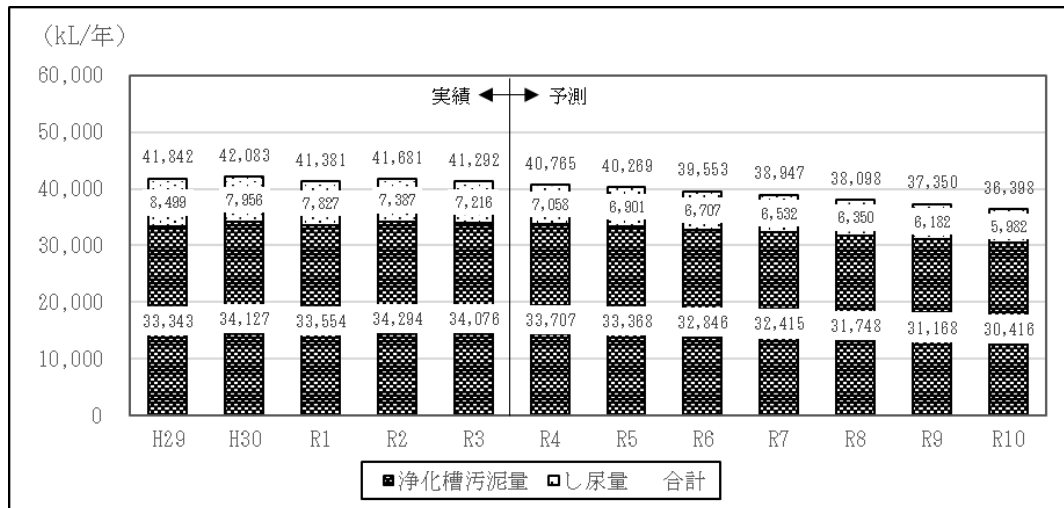
10 生活排水処理人口及び汚水衛生処理率の予測

生活排水処理人口の予測及び汚水衛生処理率の予測結果は、次のとおりである。



11 汚泥及びし尿量の予測

し尿及び浄化槽から発生する汚泥量の予測結果は、次のとおりである。



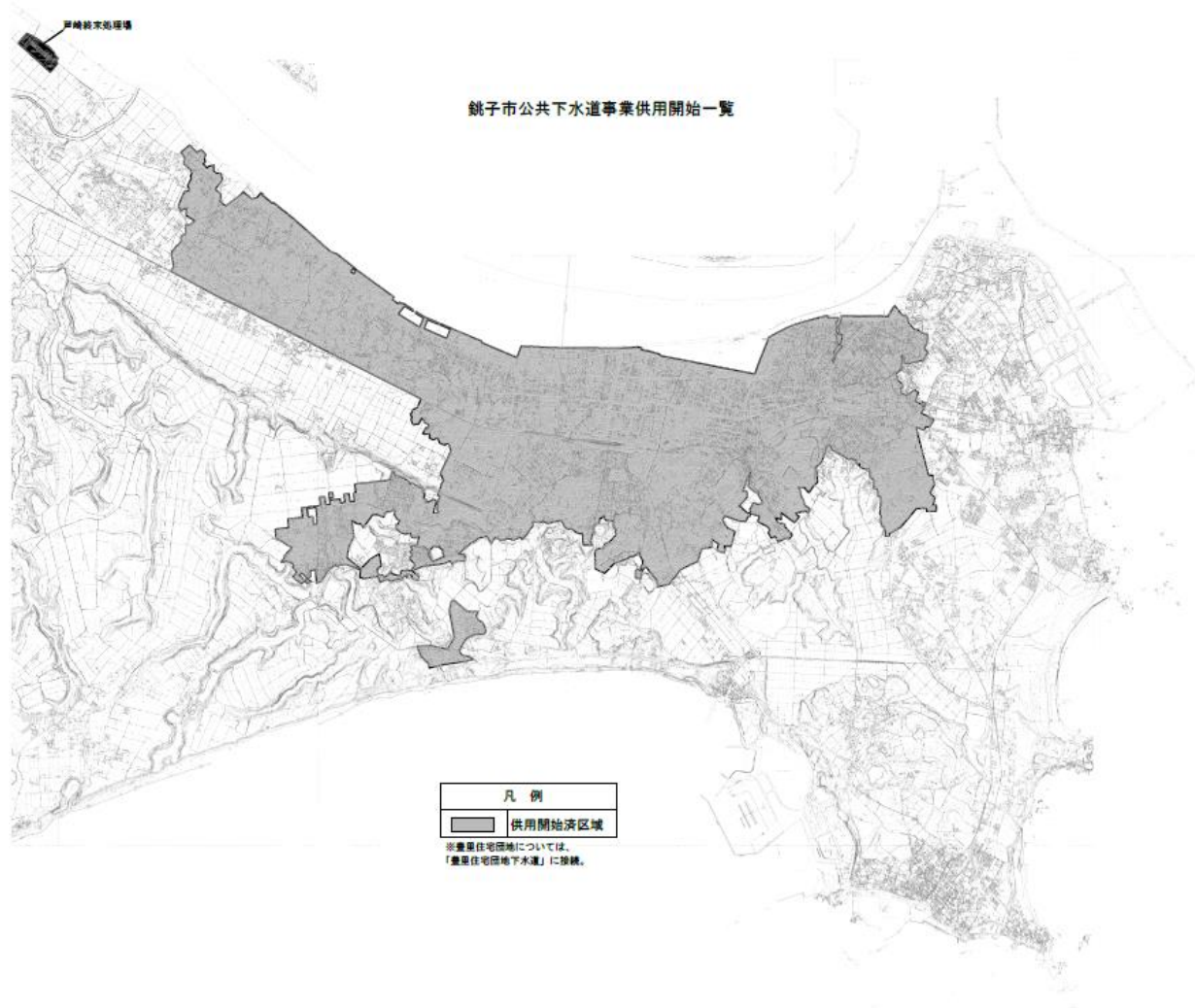
添付資料3 地域内の施設の現況（位置図）



添付資料4 合併処理浄化槽設置整備区域図

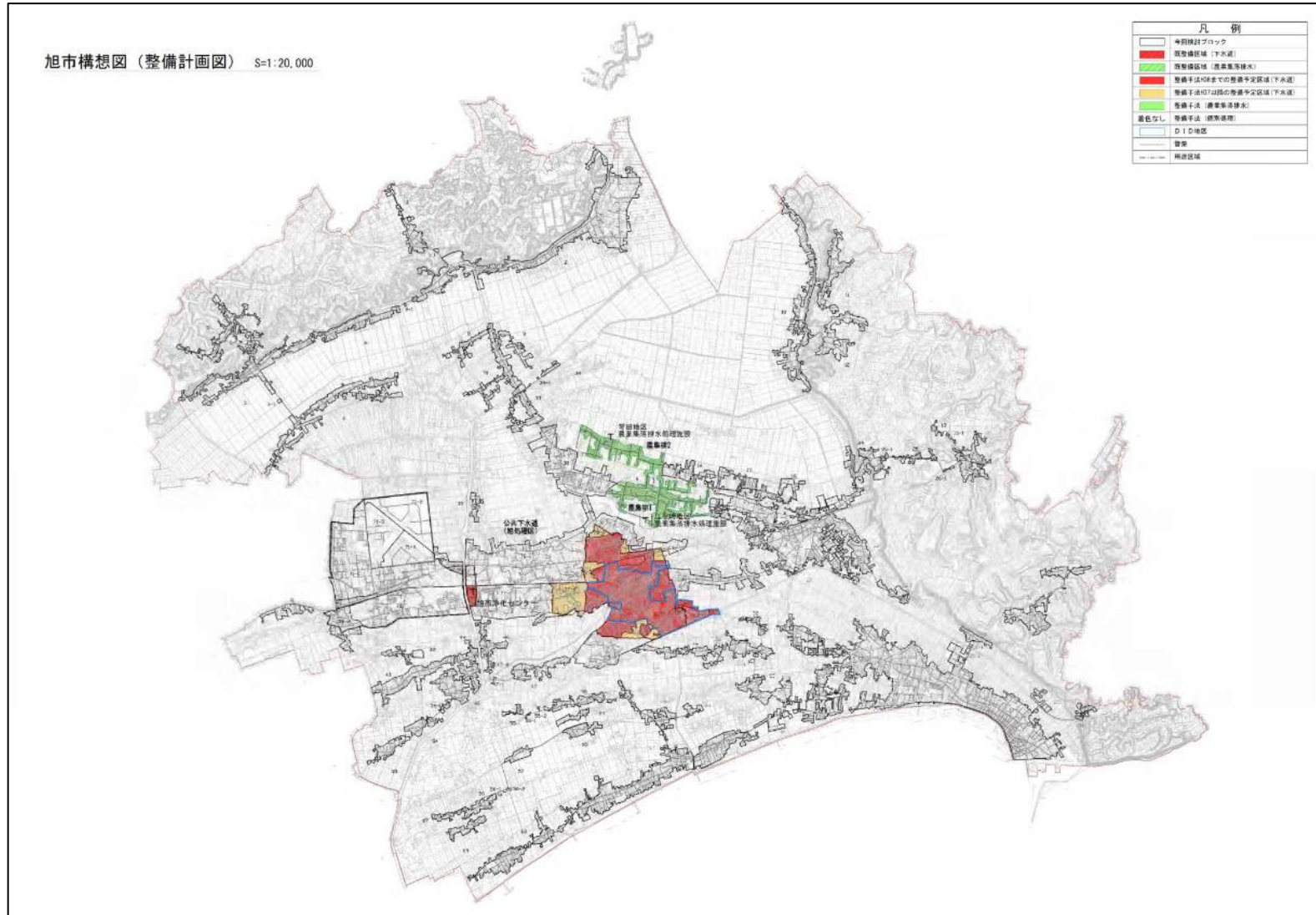
(1) 銚子市

銚子市の合併処理浄化槽整備区域は、図の公共下水道事業供用開始区域以外である。



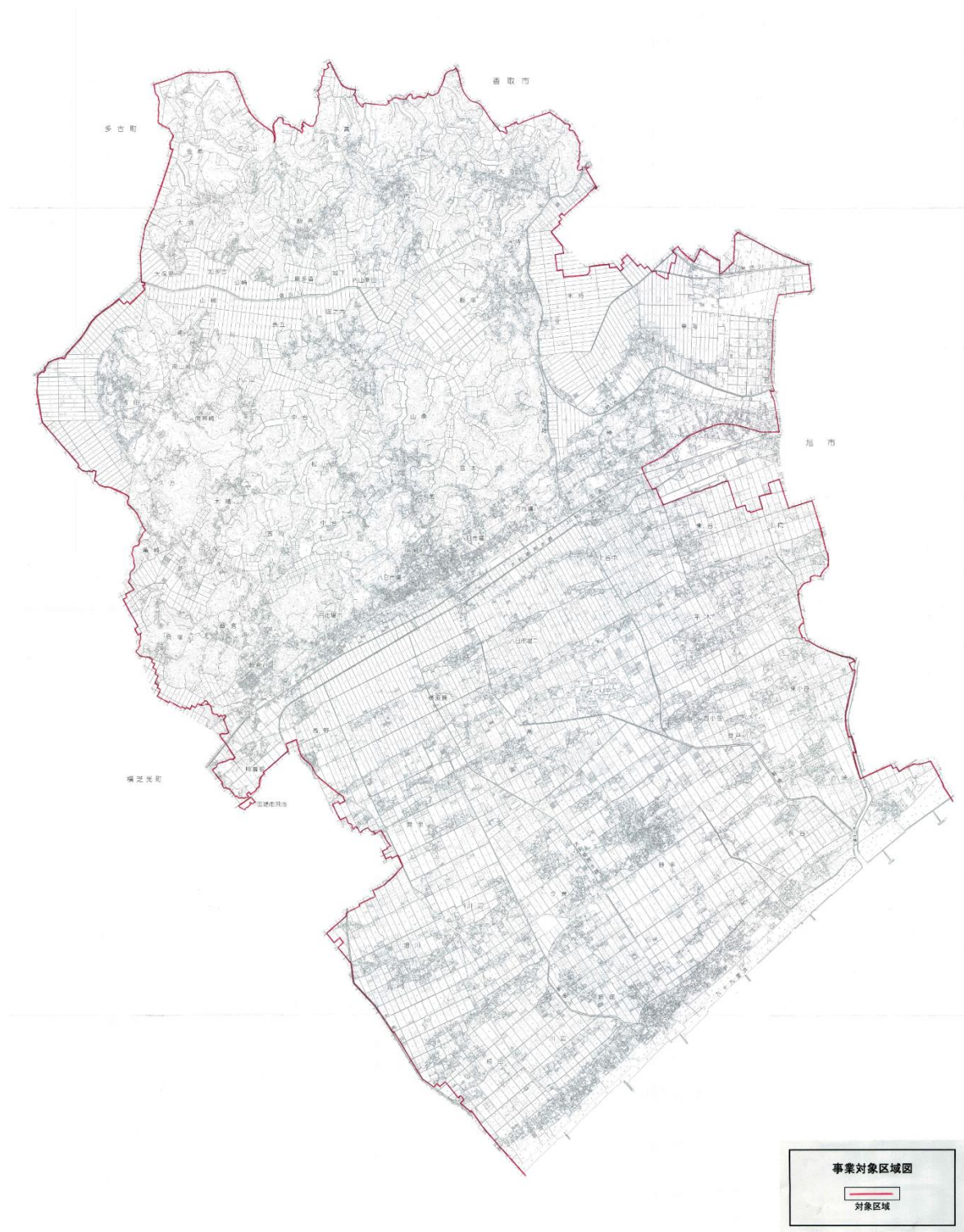
(2) 旭市

旭市の合併処理浄化槽設置整備区域は、図のとおりである。

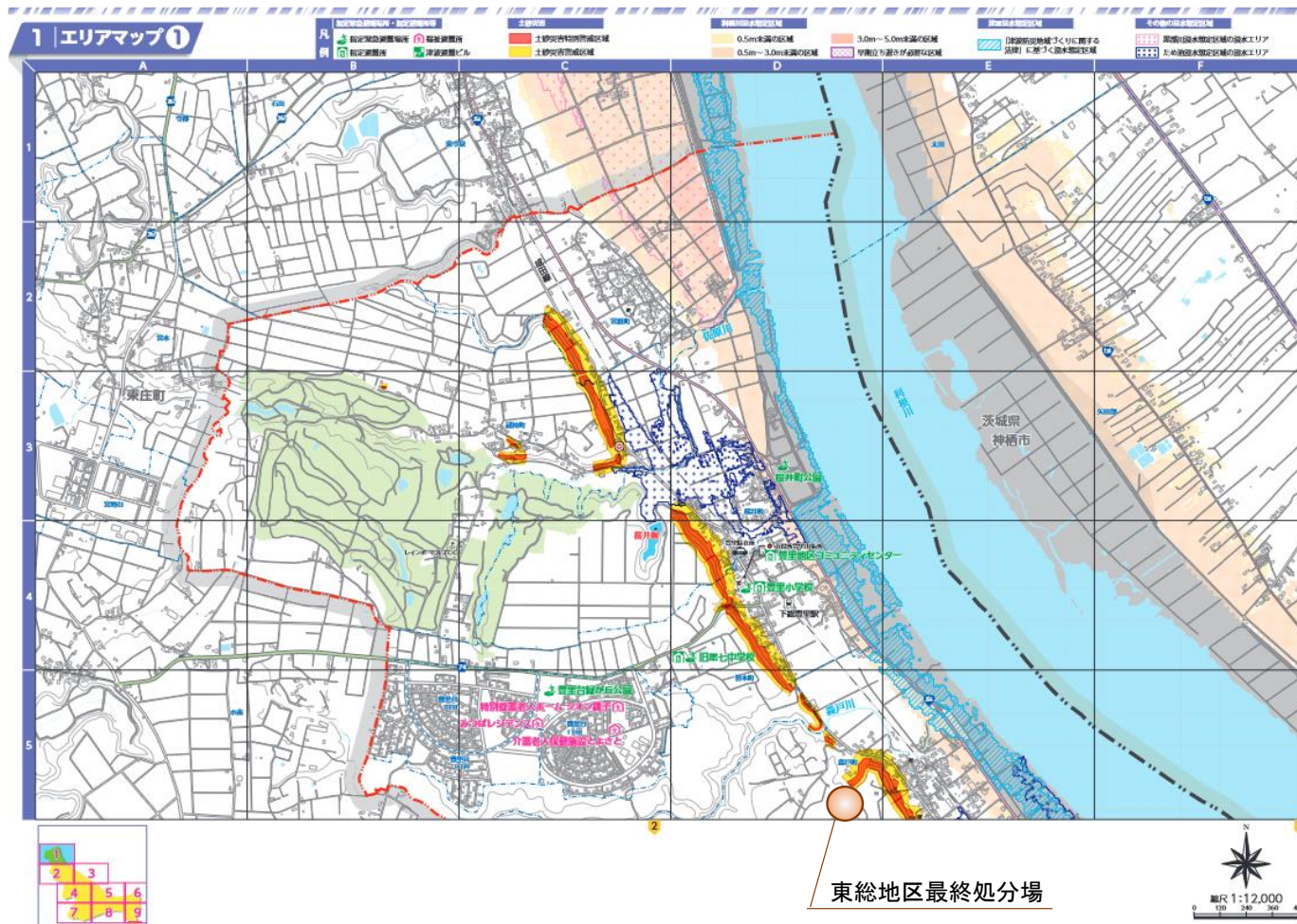


(3) 匠瑛市

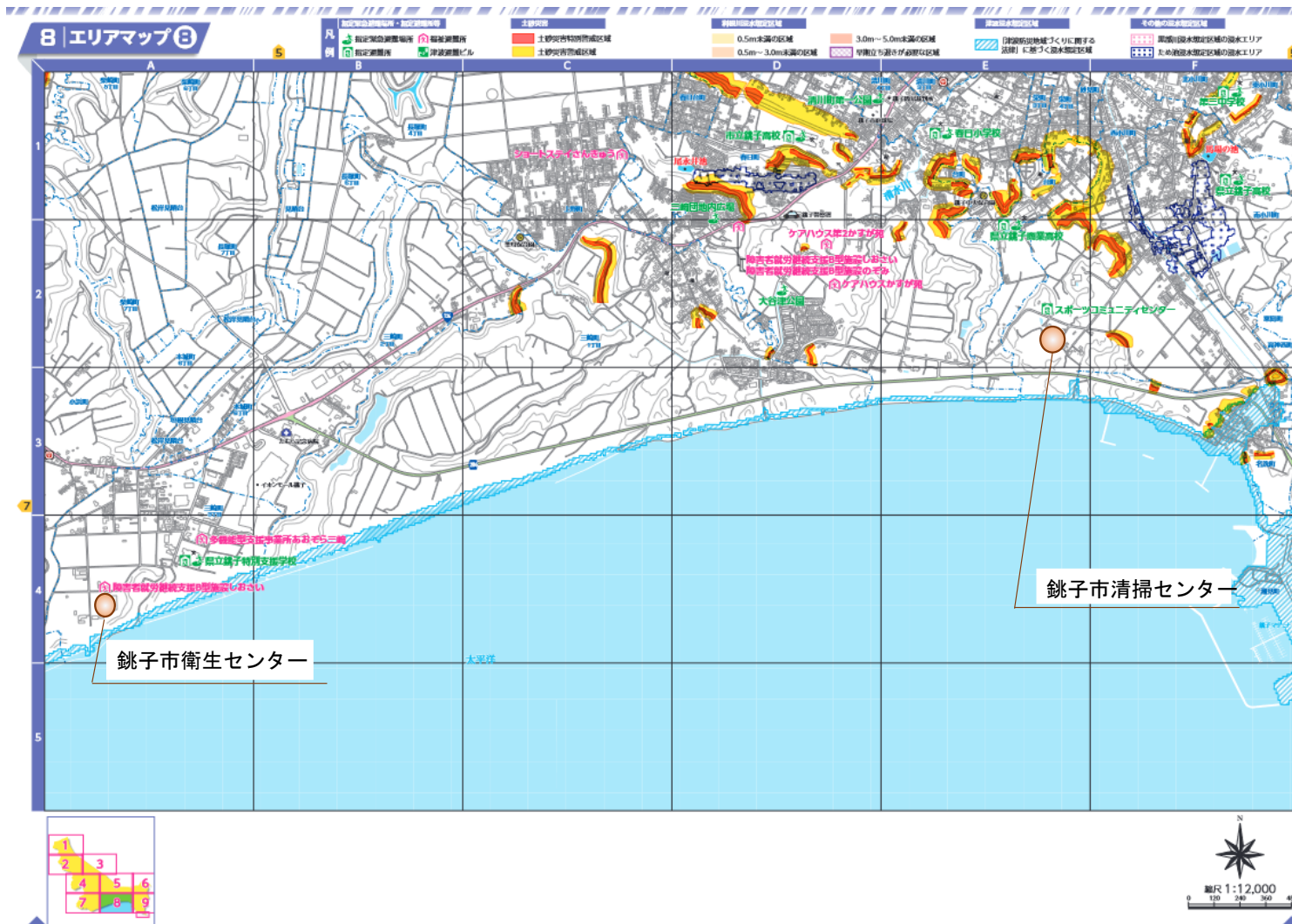
匠瑛市の合併処理浄化槽整備区域は、図のとおり、市の全域である。



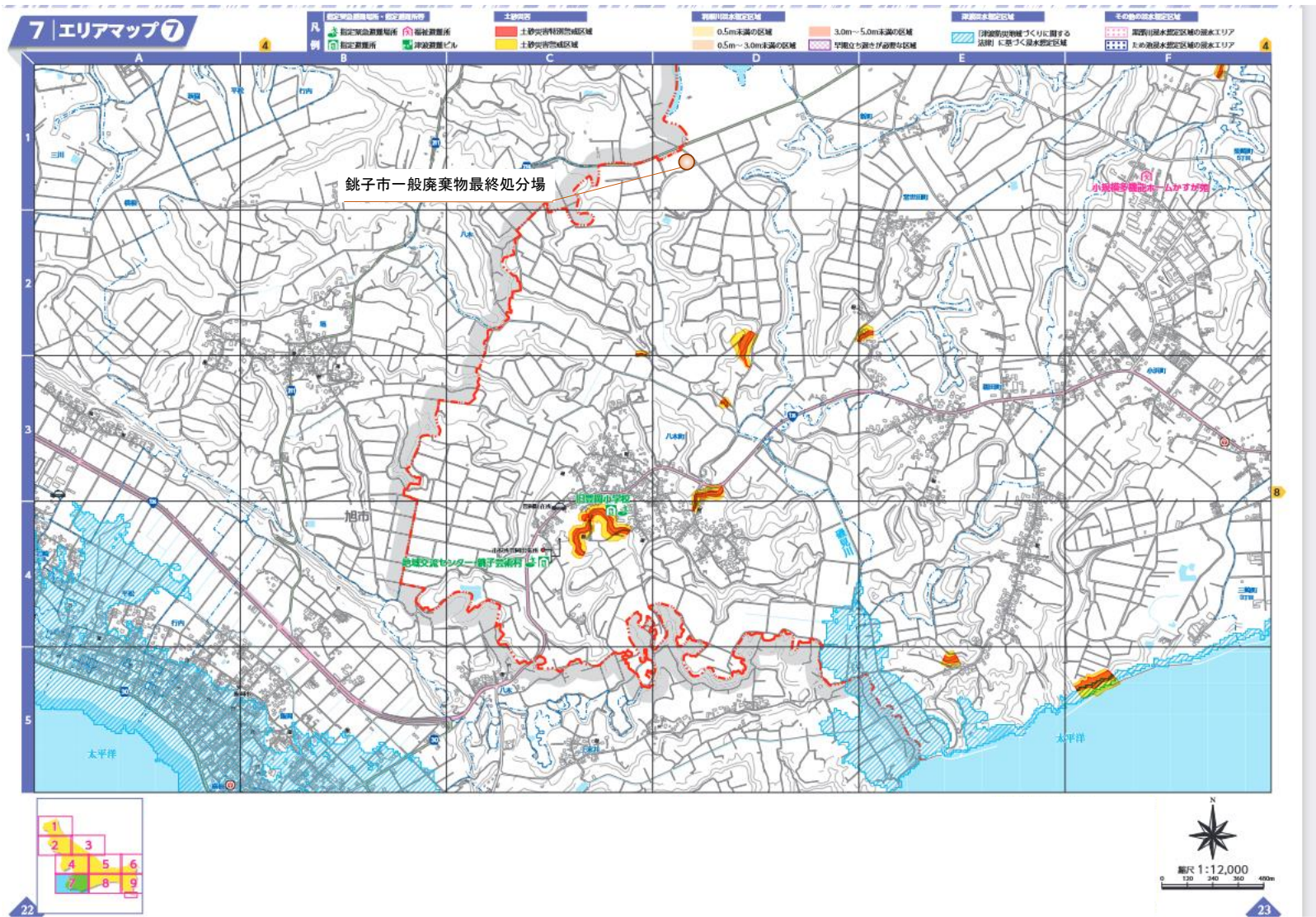
添付資料5 現有の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ



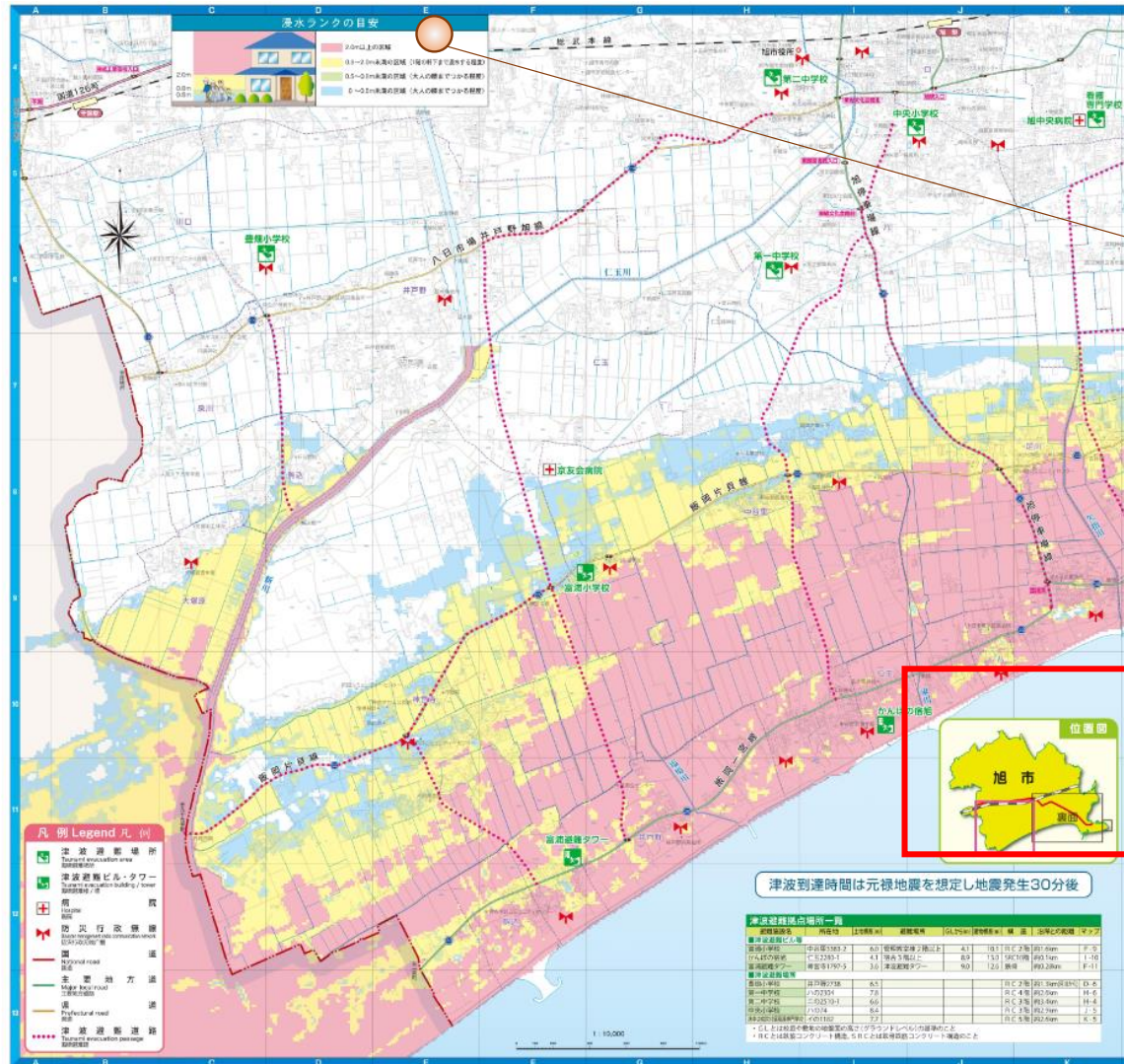
出典：銚子市防災ハザードマップ



出典：鉾子市防災ハザードマップ



出典：鉾子市防災ハザードマップ



旭市クリーンセンター
(仮中継施設)
旭クリーンパーク
(汚泥再生処理センター)

出典：旭市津波ハザードマップ

旭市土砂災害危険箇所位置図
 <萬歳1~4、関戸、清原、櫻井、中1、2、7~12地区>

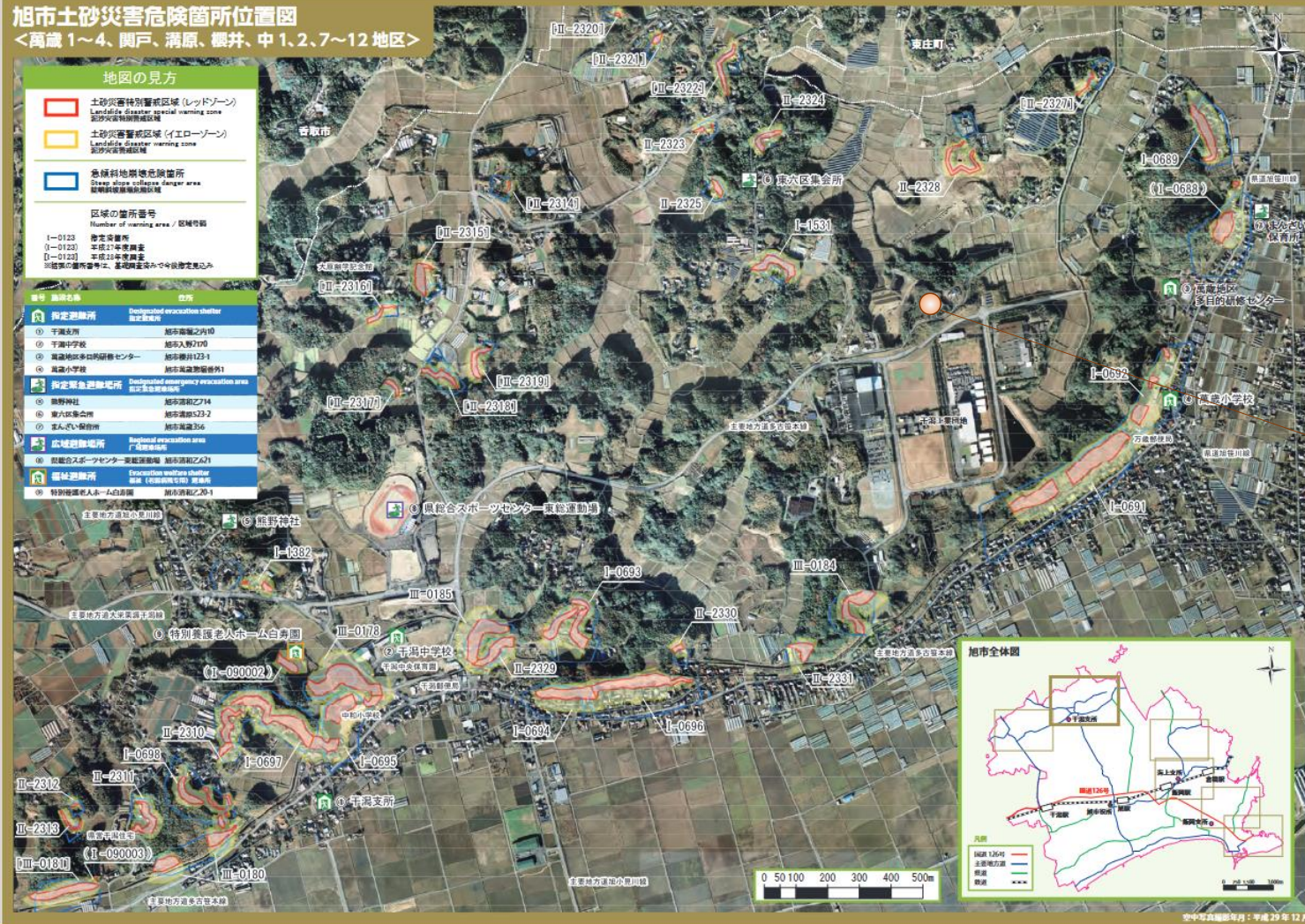
地図の見方

- 土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)
Landslide disaster special warning zone
土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)
Landslide disaster warning zone
土砂災害警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険箇所
Steep slope collapse danger area
急傾斜地崩壊危険箇所

区域の番号番号
 Number of warning area / 区域番号

I-0123 発生年度
 (I-0123) 平成27年度調査
 (I-0123) 平成28年度調査
 ※調査の箇所番号は、基礎調査後で4桁後付決定記号

番号	施設名称	住所
	指定避難所	Designated evacuation shelter
	① 千歳支所	旭市萬歳之内10
	② 千歳中学校	旭市入野170
	③ 萬歳地区多目的研修センター	旭市藤井123-1
	指定緊急避難場所	Designated emergency evacuation area
	④ 熊野神社	旭市萬歳乙14
	⑤ 第六区集会所	旭市萬歳523-2
	⑥ 若んばい・のり所	旭市萬歳356
	広域避難場所	Regional evacuation area
	⑦ 熊野神社	旭市萬歳乙14
	避難の一時待避所	Evacuation waiting shelter
	⑧ 特別支援老人ホーム白雲園	旭市万歳乙20-1



旭市グリーンパーク
 (最終処分場)

出典：旭市土砂災害ハザードマップ

別添資料6 国土強靱化地域計画

1. 銚子市国土強靱化地域計画（抜粋）

2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

（医療提供体制の確保）

災害時の救護活動等については、平時から医療関係者と協議を行い、医療体制の充実・強化を図る必要がある。【2-3 再掲】

（避難所における衛生管理）

避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所におけるトイレやごみ保管場所の適正管理を行うとともに、感染症予防対策のための備品の整備や避難所の空調などの施設整備を推進する必要がある。

（し尿処理施設の防災対策の強化）

大規模地震等が発生した場合、し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障を来すことが想定されるため、管理体制のさらなる強化、災害時における代替施設の確保等に努める必要がある。

（公衆衛生対策の推進）

老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽へ転換する必要がある。

（災害廃棄物処理体制の構築）

災害廃棄物処理に際し、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の仮置場を選定・確保し、処理のための広域的な連携や協定により、処理能力の確保を図ることが必要である。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

（公共下水道の適正な維持管理と改築更新）

平成 29 年度に策定したストックマネジメント全体計画（下水道施設を維持していくために必要な維持管理・改築更新費用の長期的な分析）及び平成 30 年度に策定した第 1 期ストックマネジメント計画（令和元年度から令和 5 年度までの 5 か年の維持管理・改築更新方針及び改築予定箇所を示す計画）に基づき、限られた財源の中で、下水道施設を適正に維持管理・改築更新を行っていく必要がある。

（災害緊急時の備え強化）

地震・風水害・停電等の災害により下水道施設が機能停止してしまうと下水道区域内の汚水処理に影響が発生し、下水道の使用制限の要請が懸念される。

（し尿処理施設の防災対策の強化）

大規模地震等が発生した場合、し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障を来すことが想定されるため、管理体制のさらなる強化、災害時における代替施設の確保等に努める必要がある。【2-4 再掲】

（公衆衛生対策の推進）

老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽へ転換する必要がある。【2-4 再掲】

2. 旭市国土強靱化地域計画（抜粋）

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 ライフライン（電気・ガス・上下水道等）の長期間にわたる供給停止

- ・災害発生後の迅速かつ確かな情報収集伝達及び関係機関相互の情報共有を図るため、関係機関が設置している非常用発電機の老朽化対策を推進するなど、災害時に安定した電源を確保する必要があります。
- ・通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、連絡通信体制を確保する必要があります。また、通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能となった場合に備え、平時から多様な方法を検討する必要があります。
- ・上下水道の耐震化率（基幹管路）は8.3%（H29）であり、引き続き耐震化を進めるとともに、旭市水道事業ビジョンに基づき、関連する用水供給事業と連携を図りながら適切な維持管理体制を確立する必要があります。また、緊急時における業務が継続できるように、業務継続計画（BCP）の着実な運用と必要に応じて見直しを行っていく必要があります。
- ・大規模自然災害に対応するため、広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用、防災井戸の設置、飲料水の備蓄など代替性の確保について検討する必要があります。
- ・下水道施設の耐震対策指針2014版による管渠の耐震については、マンホール間隔が短い箇所等（構造的な短スパン箇所等）26ヶ所を除き適合しています。短スパン箇所等の対策として、地盤改良などが考えられますが経済的に高価であり現実的ではないことから、これらの箇所については、定期的な点検や緊急時の点検を充実させていく必要があります。
- ・その他施設の健全性は高いものの、ストックマネジメント計画等に基づき計画的・効率的な点検・改築を進めていく必要があります。
- ・大規模な災害・事故等で被災した場合でも、下水道機能の維持を図るために策定した「旭市下水道業務継続計画（BCP）」については、着実な運用とともに必要に応じて見直しを行っていく必要があります。
- ・農業集落排水施設については、機能診断を速やかに実施するとともに、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に実施する必要があります。
- ・浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を推進する必要があります。
- ・汚水処理施設の耐震化と併せ、代替性の確保、管理体制の強化、停電など緊急時の運転体制の強化等を行う必要があります。

3. 匝瑳市国土強靱化地域計画（抜粋）

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

① 汚水処理施設の耐震対策

大規模地震等による汚水処理施設の被害を最小限にするため、施設の耐震化等を促進する。

② 浄化槽台帳システムの整備の促進等による浄化槽の災害対応力の強化

浄化槽台帳システムについて、災害が発生した場合における被災浄化槽の情報を迅速に収集できるよう、適正な運用を図る。

③ 浄化槽の整備促進

老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助に助成することにより、災害に強い新しい浄化槽への転換を促進する。

様式1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表1

様式1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表1

1 地域の概要

(1)地域名	東総地域	(2)地域内人口	155,422 人	(3)地域面積	316.17 km ²
(4)構成市町村等名	銚子市、旭市、匝瑳市、東総地区広域市町村圏事務組合	(5)地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合名：東総地区広域市町村圏事務組合 設立(予定)年月日：昭和46年9月18日	設立	組合を構成する市町村：銚子市、旭市、匝瑳市 共同処理事務：ごみ処理の広域化に関する事業ほか		
	組合名：東総衛生組合 設立(予定)年月日：昭和35年3月1日	設立	組合を構成する市町村：旭市、匝瑳市、多古町、横芝光町(旧 光地域) 共同処理事務：浄化槽汚泥及びし尿の収集・運搬・処分及び処理に関すること		

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年度	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和10年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	19,020	18,268	18,597	17,812	20,806	17,571 (R3比 -15.5%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.2	2.1	2.2	2.1	2.5	2.1 (R3比 -16.0%)
	生活系 総排出量(トン)	39,987	39,356	41,931	43,008	38,271	33,622 (R3比 -12.1%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	208.3	207.7	226.8	233.7	213.9	198.6 (R3比 -7.2%)
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	59,007	57,624	60,528	60,820	59,077	51,193 (R3比 -13.3%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	2,831 (4.8%)	2,704 (4.7%)	2,442 (4.0%)	2,412 (4.0%)	3,414 (5.8%)	3,010 (5.9%)
	総資源化量(トン)	7,550 (12.8%)	7,733 (13.4%)	7,169 (11.8%)	7,060 (11.6%)	10,297 (17.4%)	8,971 (17.5%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWh)	—	—	—	—	28,559,859	24,758,644
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	5,561 (9.5%)	5,274 (9.2%)	5,823 (9.7%)	5,929 (9.7%)	1,831 (3.1%)	1,559 (3.0%)

※別添資料として指標と人口の要因に関するトレンドグラフを添付

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

--

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
高効率ごみ発電施設	東総地区クリーンセンター	東総地区広域市町村圏事務組合	全連シャフト炉式ガス化溶融炉	198(t/日)	R3.3	未定	未定	浸水区域に該当していない	
マテリアルリサイクル推進施設	東総地区クリーンセンター	東総地区広域市町村圏事務組合	破砕・選別・圧縮・減容・保管	6.2(t/日)	R3.3	未定	未定	浸水区域に該当していない	
ごみ焼却施設	銚子市清掃センター	銚子市	全連、流動	165(t/日)	S61.10	R3.3廃止	R6.3解体予定	浸水区域に該当していない	
ごみ焼却施設	旭市クリーンセンター	旭市	准連、ストーカ	95(t/日)	H4.8	R3.3廃止	未定	浸水区域に該当していない	
ごみ焼却施設	松山清掃工場	匝瑳市ほか二町環境衛生組合	准連、流動	80(t/日)	S59.4	R3.3廃止	未定	浸水区域に該当していない	
粗大ごみ処理施設	銚子市清掃センター粗大ごみ処理施設	銚子市	粗大、併用	30(t/日)	S63.4	R3.3廃止	R6.3解体予定	浸水区域に該当していない	
粗大ごみ処理施設	旭市クリーンセンター粗大ごみ処理施設	旭市	粗大、併用	30(t/日)	S58.4	R3.3廃止	未定	浸水区域に該当していない	
粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	匝瑳市ほか二町環境衛生組合	併用	8.85(t/日)	H10.4	R3.3廃止	未定	浸水区域に該当していない	
資源ごみ選別処理施設	旭市クリーンセンター資源ごみ選別処理施設	旭市	資源・選別	10(t/日)	H12.1	R3.3廃止	未定	浸水区域に該当していない	
最終処分場	東総地区最終処分場	東総地区広域市町村圏事務組合	クローズド型	37,000(m ³)	R3.6	未定	未定	浸水区域に該当していない	
最終処分場	銚子市一般廃棄物最終処分場	銚子市		292,000(m ³)	S63.10	未定	未定	浸水区域に該当していない	
最終処分場	旭市グリーンパーク	旭市		168,400(m ³)	H9.5	未定	未定	浸水区域に該当していない	
最終処分場	一般廃棄物最終処分場	匝瑳市ほか二町環境衛生組合		116,388(m ³)	S56.1	未定	未定	浸水区域に該当していない	
し尿処理施設	銚子市衛生センター	銚子市	標準脱窒素+高度処理	49.0(kL/日)	H3.10	未定	未定	浸水区域に該当していない	
し尿処理施設	旭市グリーンパーク	東総衛生組合	膜分離高負荷脱窒素処理	61(kL/日)	H23.12	未定	未定	浸水区域に該当していない	
し尿処理施設	光グリーンパーク	東総衛生組合	膜分離高負荷脱窒素処理	95(kL/日)	H8.10	未定	未定	浸水区域に該当していない	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無(解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業着手(予定)年月完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業	備考
高効率ごみ発電施設	東総地区クリーンセンター	東総地区広域市町村圏事務組合	全連シャフト炉式ガス化溶融炉	198(t/日)	R3.3	広域処理のための新設	有(銚子市清掃センター)	R4.3 R6.3予定	浸水区域に該当していない	—	廃焼却施設解体事業主体は銚子市銚子市清掃センター解体事業と一体として高効率発電施設を整備
廃棄物運搬中継施設	旭中継施設(旭市)	旭市	未定	未定	R13.3予定	広域化処理施設の整備に合わせ、効率的なごみの収集・輸送を行うために整備する。	有(旭市クリーンセンター)	R9.6予定 R12.3予定	浸水区域に該当していない	—	
廃棄物運搬中継施設	匝瑳中継施設(匝瑳市)	匝瑳市	未定	未定	R9.3予定	広域化処理施設の整備に合わせ、効率的なごみの収集・輸送を行うために整備する。	有(松山清掃工場)	R5.6予定 R7.3予定	浸水区域に該当していない	—	

*計画地域内の施設の状況(現状、予定)を地図上にしめたものを添付した。(添付資料3)

4-1 生活排水処理の現状と目標（組合）

指標・単位\年度		過去の状況・現状					目標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和10年度
総人口	(年度末人口)	165,607	163,124	160,790	158,347	155,422	146,331
公共下水道	汚水衛生処理人口（人）	27,784	33,493	33,138	26,993	26,661	30,530
	汚水処理人口普及率又は汚水処理人口普及率	(16.8%)	(20.5%)	(20.6%)	(17.0%)	(17.2%)	(20.9%)
集落排水施設等	汚水衛生処理人口（人）	1,458	1,494	1,415	1,416	1,394	1,357
	汚水処理人口普及率又は汚水処理人口普及率	(0.9%)	(0.9%)	(0.9%)	(0.9%)	(0.9%)	(0.9%)
コミュニティプラント	汚水衛生処理人口（人）	2,343	2,313	2,278	2,236	2,203	2,019
	汚水処理人口普及率又は汚水処理人口普及率	(1.4%)	(1.4%)	(1.4%)	(1.4%)	(1.4%)	(1.4%)
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口（人）	50,586	50,568	52,049	52,638	53,706	60,657
	汚水処理人口普及率又は汚水処理人口普及率	(30.5%)	(31.0%)	(32.4%)	(33.2%)	(34.6%)	(41.5%)
未処理人口	汚水衛生未処理人口（人）	83,436	75,256	71,910	75,064	71,458	51,768

※ 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを〔添付資料2〕に添付した。

4-2 生活排水処理の現状と目標（鉤子市）

指標・単位\年度		過去の状況・現状					目標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和10年度
総人口	(年度末人口)	62,482	61,148	59,920	58,614	56,998	52,234
公共下水道	汚水衛生処理人口（人）	23,475	29,119	28,626	22,405	21,930	25,075
	汚水処理人口普及率又は汚水処理人口普及率	(37.6%)	(47.6%)	(47.8%)	(38.2%)	(38.5%)	(48.0%)
集落排水施設等	汚水衛生処理人口（人）	0	0	0	0	0	0
	汚水処理人口普及率又は汚水処理人口普及率	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
コミュニティプラント	汚水衛生処理人口（人）	2,343	2,313	2,278	2,236	2,203	2,019
	汚水処理人口普及率又は汚水処理人口普及率	(3.7%)	(3.8%)	(3.8%)	(3.8%)	(3.9%)	(3.9%)
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口（人）	4,839	4,073	4,763	4,649	4,938	6,268
	汚水処理人口普及率又は汚水処理人口普及率	(7.7%)	(6.7%)	(7.9%)	(7.9%)	(8.7%)	(12.0%)
未処理人口	汚水衛生未処理人口（人）	31,825	25,643	24,253	29,324	27,927	18,872

※ 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを〔添付資料2〕に添付した。

4-3 生活排水処理の現状と目標（旭市）

指標・単位\年度	過去の状況・現状					目標	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和10年度	
総人口	(年度末人口)	66,156	65,510	64,989	64,384	63,728	61,671
公共下水道	汚水衛生処理人口（人）	4,309	4,374	4,512	4,588	4,731	5,455
	汚水処理人口普及率又は汚水処理人口普及率	(6.5%)	(6.7%)	(6.9%)	(7.1%)	(7.4%)	(8.8%)
集落排水施設等	汚水衛生処理人口（人）	1,458	1,494	1,415	1,416	1,394	1,357
	汚水処理人口普及率又は汚水処理人口普及率	(2.2%)	(2.3%)	(2.2%)	(2.2%)	(2.2%)	(2.2%)
コミュニティプラント	汚水衛生処理人口（人）	0	0	0	0	0	0
	汚水処理人口普及率又は汚水処理人口普及率	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口（人）	28,640	29,145	29,668	30,160	30,699	34,227
	汚水処理人口普及率又は汚水処理人口普及率	(43.3%)	(44.5%)	(45.7%)	(46.8%)	(48.2%)	(55.5%)
未処理人口	汚水衛生未処理人口（人）	31,749	30,497	29,394	28,220	26,904	20,632

※ 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを〔添付資料2〕に添付した。

4-4 生活排水処理の現状と目標（匝瑳市）

指標・単位\年度	過去の状況・現状					目標	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和10年度	
総人口	(年度末人口)	36,969	36,466	35,881	35,349	34,696	32,426
公共下水道	汚水衛生処理人口（人）	0	0	0	0	0	0
	汚水処理人口普及率又は汚水処理人口普及率	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
集落排水施設等	汚水衛生処理人口（人）	0	0	0	0	0	0
	汚水処理人口普及率又は汚水処理人口普及率	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
コミュニティプラント	汚水衛生処理人口（人）	0	0	0	0	0	0
	汚水処理人口普及率又は汚水処理人口普及率	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口（人）	17,107	17,350	17,618	17,829	18,069	20,162
	汚水処理人口普及率又は汚水処理人口普及率	(46.3%)	(47.6%)	(49.1%)	(50.4%)	(52.1%)	(62.2%)
未処理人口	汚水衛生未処理人口（人）	19,862	19,116	18,263	17,520	16,627	12,264

※ 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを〔添付資料2〕に添付した。

5. 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容(令和3年度末時点)			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	銚子市	410基	1,180人	平成4年4月	25基	125人	令和9年度	
	旭市	4,166基	17,072人	平成元年4月	200基	1,010人	令和9年度	
	匝瑳市	3,926基	10,775人	平成2年4月	325基	780人	令和9年度	

様式2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

様式2

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模	事業期間		国土 強靱 化地 域計 画	総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備 考		
				単位	開始		終了	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		令和 9年度	
○廃棄物運搬中継に関する事業						—	2,174,571	307,272	499,631	382,479	573,718	411,471	2,162,891	307,272	499,631	379,638	569,455	406,895	
	1	旭市または組合		R9	R9	—	411,471	0	0	0	0	411,471	406,895	0	0	0	0	406,895	全体事業：R9～R12
	2	匠瑤市または組合		R5	R8	—	1,763,100	307,272	499,631	382,479	573,718	0	1,755,996	307,272	499,631	379,638	569,455	0	
○浄化槽に関する事業						—	238,460	47,692	47,692	47,692	47,692	47,692	224,460	2,230	2,230	2,230	2,230	2,230	
	3	銚子市	25	基	R5	R9	—	11,150	2,230	2,230	2,230	2,230	11,150	2,230	2,230	2,230	2,230	2,230	
	4	旭市	200	基	R5	R9	—	133,910	26,782	26,782	26,782	26,782	119,910	23,982	23,982	23,982	23,982	23,982	
	5	匠瑤市	325	基	R5	R9	—	93,400	18,680	18,680	18,680	18,680	93,400	18,680	18,680	18,680	18,680	18,680	
○廃焼却施設の解体に関する事業						—	577,731	577,731	0	0	0	0	478,492	478,492	0	0	0	0	
	6	銚子市		R5	R5	—	577,731	577,731	0	0	0	0	478,492	478,492	0	0	0	0	全体事業：R3～R5
○施設整備に関する計画支援事業						—	52,700	18,850	0	0	18,850	15,000	52,700	18,850	0	0	18,850	15,000	
	7	旭市または組合		R8	R8	—	15,000	0	0	0	15,000	0	15,000	0	0	0	15,000	0	
	8	旭市または組合		R8	R8	—	3,850	0	0	0	3,850	0	3,850	0	0	0	3,850	0	
	9	旭市または組合		R9	R9	—	15,000	0	0	0	0	15,000	15,000	0	0	0	0	15,000	
	10	匠瑤市または組合		R5	R5	—	3,850	3,850	0	0	0	0	3,850	3,850	0	0	0	0	
	11	匠瑤市または組合		R5	R5	—	15,000	15,000	0	0	0	0	15,000	15,000	0	0	0	0	
合 計							3,043,462	951,545	547,323	430,171	640,260	474,163	2,918,543	806,844	501,861	381,868	590,535	424,125	

東総地区広域市町村圏事務組合：銚子市、旭市、匠瑤市

- ※1 事業番号については、計画本文3(3)表4等に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。
- ※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。
- ※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。
- ※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。
- ※5 事業が地域計画を跨ぐ場合は備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は交付対象外部分のみを行う期間も含む。
- ※6 廃焼却施設の解体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合は、それぞれの事業費を記載すること。

施設概要（廃棄物運搬中継施設系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	旭市または東総地区広域市町村圏事務組合
(2) 施設名称	東総地区広域市町村圏事務組合 旭中継施設
(3) 工期 ※1	令和 9 年度 ~ 令和 9 年度 (令和 9 年度 ~ 令和 12 年度)
(4) 施設規模	処理能力 未定 t/日
(5) 形式及び処理方式	ごみ種別 (可燃) ・ (不燃) ・ その他())
(6) 地域計画内の役割※1	広域化により、処理を集約したことによる収集・運搬効率の低下を補うために整備する。
(7) 広域化・集約化内容	組合構成区域を処理区域として構成市の既存ごみ焼却施設を1施設に統合して整備
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	(有) 無
(9) 総事業計画額 ※1	411,471千円 (全体:2,199,706千円) うち、交付対象事業費 406,895千円 (全体:2,177,345千円)

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

施設概要（廃棄物運搬中継施設系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	匝瑳市または東総地区広域市町村圏事務組合
(2) 施設名称	東総地区広域市町村圏事務組合 匝瑳中継施設
(3) 工期 ※1	令和 5 年度 ~ 令和 8 年度
(4) 施設規模	処理能力 未定 t/日
(5) 形式及び処理方式	ごみ種別 (可燃) ・ (不燃) ・ その他())
(6) 地域計画内の役割※1	広域化により、処理を集約したことによる収集・運搬効率の低下を補うために整備する。
(7) 広域化・集約化内容	組合構成区域を処理区域として構成市の既存ごみ焼却施設を1施設に統合して整備
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	(有) 無
(9) 総事業計画額 ※1	1,763,100千円 うち、交付対象事業費 1,755,996千円

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	東総地区広域市町村圏事務組合						
(2) 施設名称	東総地区広域市町村圏事務組合 高効率ごみ発電施設						
(3) 工期	令和 (平成	5 30	年度 年度	～ ～	令和 令和	5 5	年度 年度)
(4) 施設規模	処理能力 198 t/日 (99t/日 × 2炉)						
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼式 シャフト炉式ガス化溶融方式						
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> 有 (発電効率 15.5 %) ・ 無 2. 熱回収の有無 有 (熱利用率 %) ・ <input checked="" type="radio"/> 無						
(7) 地域計画内の役割	①可燃物を焼却することにより、ごみの持つエネルギーを最大限に利用し、高効率発電を行う。 ②可燃物の減容化を行うことで、最終処分量の低減を図る。 ③老朽化した既存焼却施設を広域化により効率的な建て替えを行う。						
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 有	無					

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	kwh/ごみt
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 事業計画額	解体	第2次計画	269,049千円
		第3次計画	577,731千円
		事業総額	846,780千円

※廃焼却施設解体事業
事業主体: 銚子市
工期: 令和3年度～令和5年度

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	銚子市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	市内に現存する単独処理浄化槽及び汲取り便槽では処理することのできない生活雑排水が河川や海浜の水質汚濁の主な原因であることが考えられるため、合併処理浄化槽への切り替えを促進していく。
(4) 事業期間	令和5年度～令和9年度
(5) 事業対象地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他 該当する対象地域を選択する。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 11,150 千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (125人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	25基 (125人分)	8,300千円	8,300千円	8,300千円
6～7人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
8～10人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	基	千円	千円	千円
撤去費	25基	2,850千円	2,850千円	2,850千円
改築費(災害)	基			
改築費(長寿命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効率的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	25基 ※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く。	11,150千円	11,150千円	11,150千円

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 千葉県

(2) 事業主体名	旭市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	市内に現存する単独処理浄化槽及び汲取り便槽では処理することのできない生活雑排水が河川や海浜の水質汚濁の主な原因であることが考えられるため、合併処理浄化槽への切り替えを促進していく。
(4) 事業期間	令和5年度～令和9年度
(5) 事業対象地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他 該当する対象地域を選択する。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 119,910千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (1,010人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	135基 (573人分)	44,820千円	44,820千円	44,820千円
6～7人槽	45基 (267人分)	18,630千円	18,630千円	18,630千円
8～10人槽	20基 (170人分)	10,960千円	10,960千円	10,960千円
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	200基	27,500千円	27,500千円	27,500千円
撤去費	200基	18,000千円	32,000千円	18,000千円
改築費(災害)	基			
改築費(長寿命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効率的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	200基 ※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く。	119,910千円	133,910千円	119,910千円

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 千葉県

(3) 事業主体名	匝瑳市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	市内に現存する単独処理浄化槽及び汲取り便槽では処理することのできない生活雑排水が河川や海浜の水質汚濁の主な原因であることが考えられるため、合併処理浄化槽への切り替えを促進していく。
(4) 事業期間	令和5年度～令和9年度
(5) 事業対象地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他 該当する対象地域を選択する。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 93,400 千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (780人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	215基 (516人分)	44,880千円	44,880千円	44,880千円
6～7人槽	75基 (180人分)	20,760千円	20,760千円	20,760千円
8～10人槽	35基 (84人分)	12,760千円	12,760千円	12,760千円
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	150基	15,000千円	15,000千円	15,000千円
撤去費	基	千円	千円	千円
改築費(災害)	基			
改築費(長寿命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効率的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	325基 ※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く。	93,400千円	93,400千円	93,400千円

計画支援概要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	旭市または東総地区広域市町村圏事務組合		
(2) 事業目的	サテライトセンター等施設整備のため		
(3) 事業名称	東総地区広域市町村圏事務組合 廃焼却施設解体(旭市)に係る発注 仕様書等作成事業	東総地区広域市町村圏事務組合 旭中継施設地先地歴調査事業	東総地区広域市町村圏事務組合 旭中継施設整備に係る詳細設計事 業
(4) 事業期間	令和 8 年度	令和 8 年度	令和 9 年
(5) 事業概要	発注仕様書作成等	地歴調査	旭中継施設整備詳細設計
(6) 総事業計画額 ※1	15,000千円 うち、交付対象事業費 15,000千円	3,850千円 うち、交付対象事業費 3,850千円	15,000千円 うち、交付対象事業費 15,000千円

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

計画支援概要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	匝瑳市または東総地区広域市町村圏事務組合	
(2) 事業目的	サテライトセンター等施設整備のため	
(3) 事業名称	東総地区広域市町村圏事務組合 匝瑳中継施設地先地歴調査事業	東総地区広域市町村圏事務組合 匝瑳中継施設整備に係る詳細設計事業
(4) 事業期間	令和 5 年度	令和 5 年度
(5) 事業概要	地歴調査	匝瑳中継施設整備詳細設計
(6) 総事業計画額 ※1	3,850千円 うち、交付対象事業費 3,850千円	15,000千円 うち、交付対象事業費 15,000千円

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。